

平成30年度

事業報告書

平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで

公益財団法人愛媛県市町振興協会

目 次

I 公益目的事業関係

1 資金貸付事業	1
2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業	11
3 市町振興助成事業	13
4 市町職員等研修事業	18
5 市町の振興に関する情報提供事業	32

II その他事業関係

1 市町関係団体等への助成及び寄附	34
2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	36

III 総務関係

1 会 議 関 係	44
2 役員の異動状況	50
3 そ の 他	52

IV 基金積立金状況

V 参考資料

1 市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	54
2 市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	56
3 全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	57
4 情報セキュリティ監査助成金交付要領	58
5 市町広域連携事業推進事業助成金交付要領	59
6 国内先進地域調査研究助成金交付要領	61
7 市町関係団体研修事業等助成金交付要領	63
8 愛媛縣市町連携事業助成金交付要領	64
9 公益財団法人愛媛縣市町振興協会基金交付金交付規程	66
10 公益財団法人愛媛縣市町振興協会市町交付金交付規程	68
11 地方財政法第32条	71
12 公益財団法人愛媛縣市町振興協会災害支援金交付規程	72

I 公益目的事業関係

1	資金貸付事業	1
2	市町村振興宝くじ交付金の交付事業	11
3	市町振興助成事業	13
4	市町職員等研修事業	18
5	市町の振興に関する情報提供事業	32

I 事業の実施状況について（公益目的事業）

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付

① 資金貸付額の選定

4月2日 平成30年度長期貸付事業の5月貸付分として、事業計画に基づき5月貸付分（資金貸付額20億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

② 資金貸付額の内定

4月26日 愛媛県市町振興課から貸付予定団体の通知があり、平成30年度長期貸付額（5月分）を内定した。

③ 長期貸付借入申込通知

5月2日 内定した貸付対象団体に対し、関係書類を添付のうえ通知した。

④ 長期貸付借入申込受付

5月11日 「愛媛県自治会館」において借入申込受付を行い、貸付対象団体（6団体）から長期貸付借入申込みがあり受理した。

⑤ 長期貸付の貸付利率について

5月14日 本年度5月25日の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年、10年及び12年を年0.01%、15年を年0.1%と決定した。

⑥ 長期貸付借入手続（案内）

5月15日 長期貸付借入申込みのあった5団体に対し、長期貸付決定の案内を行った。

⑦ 長期貸付金の貸付

5月25日 次の団体の事業に対し、《別表1》のとおり貸付を行った。

⑧ 借入希望事業の照会

9月12日 平成30年度事業計画に基づき県内全市町及び一部事務組合に対して、一般会計債を対象とする借入希望事業の照会をした。

⑨ 資金貸付額の選定

1月11日 平成30年度長期貸付事業の3月貸付分として、事業計画に基づき5月貸付残額10億3,860万円（資金貸付額20億円）に対し、愛媛県市町振興課へ貸付予定団体及び金額の選定を依頼した。

⑩ 資金貸付額の内定

1月30日 愛媛県市町振興課から貸付予定団体の通知があり、平成30年度長期貸付

額（3月分）を内定した。

- ⑪ 長期貸付借入申込通知
2月15日 内定した貸付対象団体(12市町)に対し、関係書類を添付のうえ通知した。
- ⑫ 長期貸付借入申込受付
3月5日 「愛媛県自治会館」において借入申込受付を行い、貸付対象団体(12市町)から長期貸付借入申込みがあり受理した。
- ⑬ 平成31年3月全国市町村振興協会資金の長期貸付に係る申込み
3月11日 全国市町村振興協会資金での貸付希望について申込みを行った。
- ⑭ 長期貸付の貸付利率について
3月11日 本年度3月22日（愛媛県協会資金）及び3月25日（全国協会資金）の貸付利率を全国協会に準じ、償還期間5年及び10年並びに12年を年0.01%、15年を年0.04%と決定した。
- ⑮ 長期貸付借入手続（案内）
3月13日 長期貸付借入申込みのあった12団体に対し、長期貸付決定の案内を行った。
- ⑯ 愛媛県協会長期貸付金の貸付
3月22日 次の団体の事業に対し、《別表2》のとおり貸付を行った。
- ⑰ 全国協会長期貸付金の貸付
3月25日 次の団体の事業に対し、《別表3》のとおり貸付を行った。

《別表1》貸付日：平成30年5月25日

愛媛県協会資金 10億3,860万円

(5団体 37事業)

(単位：千円)

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	朝倉小学校屋内運動場屋根改修事業	学校教育施設等整備事業	10,500	12年
	日高小学校校舎改修事業	学校教育施設等整備事業	22,000	12年
	鳥生小学校校舎改修事業	学校教育施設等整備事業	57,200	12年
	朝倉消防詰所整備事業	緊急防災・減災事業	57,400	12年
	波方分署整備事業	緊急防災・減災事業	78,500	12年
	菊間支所公民館耐震改修事業	緊急防災・減災事業	17,200	12年
	鴨部小学校屋内運動場吊り天井落下対策事業	緊急防災・減災事業	21,800	12年
	桜井小学校屋内運動場吊り天井落下対策事業	緊急防災・減災事業	25,800	12年
	富田小学校屋内運動場吊り天井落下対策事業	緊急防災・減災事業	24,400	12年
	上浦小学校屋内運動場吊り天井落下対策事業	緊急防災・減災事業	1,500	12年
	波方小学校屋内運動場吊り天井落下対策事業	緊急防災・減災事業	1,600	12年
	宇和島市	中山間地域総合農地防災事業(県営事業負担金)	旧合併特例事業	2,600
農業用河川工作物応急対策事業		旧合併特例事業	4,100	12年
急傾斜地崩壊対策事業(県営事業負担金)		旧合併特例事業	10,000	12年
がけ崩れ防災対策事業		旧合併特例事業	29,400	12年
都市再生整備事業		旧合併特例事業	55,500	12年
市道兼近岡線道路新設改良事業		旧合併特例事業	900	12年
津島支所改築事業		旧合併特例事業	46,300	12年
国道及び県道改良事業(県営事業負担金)		旧合併特例事業	28,500	12年
大浦保育園改築事業		旧合併特例事業	19,000	12年
市民スポーツ交流施設整備事業		旧合併特例事業	298,100	12年
吉田公園整備事業		旧合併特例事業	13,500	12年
市道愛宕町3号線道路新設改良事業		旧合併特例事業	5,800	12年
市道吉田中学校線道路新設改良事業		旧合併特例事業	11,700	12年
宇和島斎場改修事業		旧合併特例事業	20,000	12年
宇和島城周辺整備事業		旧合併特例事業	37,000	12年
J-ALERT新型受信機導入事業	緊急防災・減災事業	1,300	12年	
西条市	消防水利整備事業	旧合併特例事業	28,100	12年
	森林基幹道開設事業(臼坂・黒谷線)	旧合併特例事業	12,500	12年
	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	旧合併特例事業	14,800	12年
	特定天井等安全対策整備事業	旧合併特例事業	22,500	12年
	伊予三芳駅駅舎トイレ整備事業	旧合併特例事業	11,000	12年
	小学校屋外トイレ整備事業	旧合併特例事業	2,900	12年
上島町	最終処分場整備事業	合併特例事業	17,400	12年
	愛南町	県営土木事業負担金(旧合併特例事業)	旧合併特例事業	10,400
町道中溝線外路肩改良事業(旧合併特例事業)		旧合併特例事業	4,100	10年
町道弓立越田線道路改良事業(旧合併特例事業)		旧合併特例事業	13,300	10年
計	5団体(3市2町)		1,038,600	

《別表2》貸付日：平成31年3月22日

愛媛県協会資金 10億6,740万円（12団体25事業）

（単位：千円）

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
松山市	消防団ポンプ蔵置所耐震化事業(現年分)	緊急防災・減災事業	15,600	10年
	消防団ポンプ蔵置所耐震化事業(繰越分)	緊急防災・減災事業	26,600	10年
今治市	大西送水事業出資金	旧合併特例事業	300	12年
	市道今治駅西高橋線道路改良事業	旧合併特例事業	5,600	12年
	市道別名矢田線道路改良事業	旧合併特例事業	41,200	12年
	金星川排水ポンプ場等整備事業	旧合併特例事業	45,800	12年
宇和島市	大浦保育園改築事業	旧合併特例事業	350,000	12年
八幡浜市	県営八幡浜漁港整備事業負担金	旧合併特例事業	4,900	12年
西条市	石鎚クライミングパークSAIJO改修事業	旧合併特例事業	74,800	12年
大洲市	過疎地域自立促進基金造成事業	過疎対策事業	65,500	12年
四国中央市	クリーンセンター施設整備事業(ごみ焼却施設)	一般廃棄物処理事業	41,000	12年
	クリーンセンター施設整備事業(再生利用施設)	一般廃棄物処理事業	25,600	12年
	し尿処理施設整備事業(アイ・クリーン)	一般廃棄物処理事業	3,600	12年
	し尿処理施設整備事業(エコトピアひうち)	一般廃棄物処理事業	14,200	12年
	全国瞬時警報システム整備事業	緊急防災・減災事業	1,800	10年
西予市	合併市町村振興基金積立	旧合併特例事業	95,000	12年
上島町	最終処分場整備事業	旧合併特例事業	31,600	12年
松前町	町管理排水施設維持管理 (早船川水門・排水機場改修事業)	一般事業	17,800	15年
	公民館耐震化(西公民館部分改修工事)	一般事業	46,700	15年
	保育所解体(宗意原保育所解体工事)	公共施設等適正管理推進事業	33,000	10年
	庁舎管理(旧松前町保健センター解体工事)	公共施設等適正管理推進事業	16,900	10年
	保育所一般管理 (黒田保育所駐車場整備ほか周辺整備工事)	一般事業	9,200	10年
	内子町	立川自治会館耐震補強整備事業	合併特例事業	80,000
愛南町	町道弓立越田線道路改良事業 (旧合併特例事業)	旧合併特例事業	18,900	10年
	町道中溝線外路肩改良事業 (旧合併特例事業)	旧合併特例事業	1,800	10年
計	12団体(8市4町)		1,067,400	

《別表3》貸付日：平成31年3月25日

全国協会資金 5億9,220万円（2団体6事業）

（単位：千円）

団体名	事業名	事業種別	貸付額	償還期間
今治市	市道日吉川側道線道路改良事業	旧合併特例事業	39,100	12年
	みなと交流センター整備事業	旧合併特例事業	3,400	12年
	市道鴨部線道路改良事業	旧合併特例事業	26,900	12年
	市道高地延喜線道路改良事業	旧合併特例事業	30,100	12年
	サンライズ糸山駐車場整備事業	旧合併特例事業	22,700	12年
宇和島市	市民スポーツ交流施設整備事業	旧合併特例事業	470,000	12年
計	2団体（2市）		592,200	

(2) 貸付金償還

① 平成30年度分元利金払込通知書（上期分）

9月18日 貸付団体に対し、「平成30年度分元利金払込通知書（上期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

② 平成30年度分元利金払込通知書（下期分）

3月18日 貸付団体に対し、「平成30年度分元利金払込通知書（下期分）」を送付し、全貸付団体から償還された。

(3) 貸付残高

平成30年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額 1,936,160千円を受入、新たに2,698,200千円の貸付（12団体・68件）を行い、同年度末における長期貸付の残高は、386件、15,864,552千円となった。

年度別内訳は、次の《別表4》のとおり。

《別表4》

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年 度	当 初 貸 付 額					30年度償還額	30年度末残高	
	件 数	金 額	利 率			金 額	件数	金 額
			全国	県				
				5月	3月			
昭和56年度	46	500,200	3.0		5.5	0	0	0
昭和57年度	54	549,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和58年度	48	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和59年度	41	500,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和60年度	39	550,000	3.0		5.5	0	0	0
昭和61年度	37	750,000	3.0		注1	0	0	0
昭和62年度	32	850,000	3.0		3.0	0	0	0
昭和63年度	37	1,050,000	3.0		3.0	0	0	0
平成元年度	28	1,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成2年度	39	1,400,000	3.0		3.0	0	0	0
平成3年度	30	1,500,000	3.0		3.0	0	0	0
平成4年度	35	1,700,000	3.0		3.0	0	0	0
平成5年度	50	2,000,000	3.0		3.0	0	0	0
平成6年度	39	2,100,000	3.0		3.0	0	0	0
平成7年度	39	2,250,000	3.0		3.0	0	0	0
平成8年度	34	2,300,000	2.8		2.8	0	0	0
平成9年度	51	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成10年度	47	2,400,000	1.6		1.6	0	0	0
平成11年度	53	2,400,000	1.5		1.5	0	0	0
平成12年度	54	2,400,000	1.1		1.1	0	0	0
平成13年度	42	2,400,000	1.0		1.0	0	0	0
平成14年度	60	2,400,000	0.4		0.4	0	0	0
平成15年度	35	2,400,000	0.9		0.9	0	0	0
平成16年度	34	2,000,000	1.0		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000			1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000			1.3	250,000	0	0
平成19年度	22	2,200,000			1.0	150,820	21	150,820
平成20年度	20	2,200,000			0.9	179,648	20	359,304
平成21年度	19	2,200,000			0.8	220,000	19	660,000
平成22年度	21	2,200,000			0.8	219,420	20	877,680
平成23年度	22	2,200,000			0.6	220,000	22	1,100,000
平成24年度	16	2,200,000			0.3	220,000	16	1,320,000
平成25年度	15	456,000			0.3	45,600	15	319,200

平成26年度	19	1,778,100			0.1	177,810	19	1,422,480
平成27年度	37	1,866,300		0.1	0.1	186,630	37	1,575,100
平成28年度	55	2,228,300		0.1	0.01	66,232	55	2,159,068
平成29年度	73	3,222,700		0.01	注3	—	73	3,222,700
平成30年度	68	2,698,200	別表5のとおり			—	68	2,698,200
合 計	1,452	68,698,800	—	—		1,936,160	386	15,864,552

注1=3.0、5.0%で貸付 注2=0.9、1.0%で貸付 注3=0.2、0.05%で貸付

《別表5》

平成30年度貸付利率

		5月				3月			
		5年	10年	12年	15年	5年	10年	12年	15年
平成30年度	全国協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%
	県協会	0.01%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.01%	0.01%	0.04%

① 愛媛県協会貸付残高

平成30年度においては、貸付団体から長期貸付金の元金返済額 1,936,160千円を受
入、新たに2,106,000千円の貸付（12団体・62件）を行い、同年度末における長期貸付
の残高は、379件、15,272,352千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

年度別長期貸付額及び貸付残高

(単位：千円)

年 度	当 初 貸 付 額			30年度償還額		30年度末残高	
	件数	金 額	利 率		金 額	件数	金 額
			5月	3月			
昭和56年度	16	243,400		5.5	0	0	0
昭和57年度	28	299,000		5.5	0	0	0
昭和58年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和59年度	20	250,000		5.5	0	0	0
昭和60年度	18	300,000		5.5	0	0	0
昭和61年度	18	500,000		注1	0	0	0
昭和62年度	19	600,000		3.0	0	0	0
昭和63年度	24	750,000		3.0	0	0	0
平成元年度	16	850,000		3.0	0	0	0
平成2年度	25	900,000		3.0	0	0	0
平成3年度	20	1,000,000		3.0	0	0	0
平成4年度	27	1,200,000		3.0	0	0	0
平成5年度	36	1,400,000		3.0	0	0	0
平成6年度	33	1,500,000		3.0	0	0	0
平成7年度	32	1,600,000		3.0	0	0	0
平成8年度	27	1,600,000		2.8	0	0	0
平成9年度	43	1,600,000		1.6	0	0	0
平成10年度	39	1,600,000		1.6	0	0	0
平成11年度	45	1,600,000		1.5	0	0	0
平成12年度	50	1,600,000		1.1	0	0	0
平成13年度	38	1,600,000		1.0	0	0	0
平成14年度	52	1,600,000		0.4	0	0	0
平成15年度	22	1,600,000		0.9	0	0	0
平成16年度	24	1,600,000		注2	0	0	0
平成17年度	37	2,200,000		1.2	0	0	0
平成18年度	24	2,500,000		1.3	250,000	0	0
平成19年度	22	2,200,000		1.0	150,820	21	150,820
平成20年度	20	2,200,000		0.9	179,648	20	359,304
平成21年度	19	2,200,000		0.8	220,000	19	660,000
平成22年度	21	2,200,000		0.8	219,420	20	877,680

平成23年度	22	2,200,000		0.6	220,000	22	1,100,000
平成24年度	16	2,200,000		0.3	220,000	16	1,320,000
平成25年度	15	456,000		0.3	45,600	15	319,200
平成26年度	19	1,778,100		0.1	177,810	19	1,422,480
平成27年度	37	1,866,300	0.1	0.1	186,630	37	1,575,100
平成28年度	55	2,228,300	0.1	0.01	66,232	55	2,159,068
平成29年度	73	3,222,700	0.01	注3	—	73	3,222,700
平成30年度	62	2,106,000	別表5のとおり		—	62	2,106,000
合 計	1,134	55,599,800	—		1,936,160	379	15,272,352

注1=3.0、5.0%で貸付 注2=0.9、1.0%で貸付 注3=0.2、0.05%で貸付

② 全国協会借入金残高

平成30年度においては、新たに592,200千円の借入（2団体・6件分）を行い、同年
度末における長期借入の残高は、6件、592,200千円となった。

年度別内訳は、次のとおり。

《参考》

年度別長期借入額及び借入残高

(単位：千円)

年 度	当 初 借 入 額			30年度返済額	30年度末残高	
	件 数	金 額	利 率	金 額	件 数	金 額
昭和56年度	30	256,800	3.0	0	0	0
昭和57年度	26	250,000	3.0	0	0	0
昭和58年度	28	250,000	3.0	0	0	0
昭和59年度	21	250,000	3.0	0	0	0
昭和60年度	21	250,000	3.0	0	0	0
昭和61年度	19	250,000	3.0	0	0	0
昭和62年度	13	250,000	3.0	0	0	0
昭和63年度	13	300,000	3.0	0	0	0
平成元年度	12	400,000	3.0	0	0	0
平成2年度	14	500,000	3.0	0	0	0
平成3年度	10	500,000	3.0	0	0	0
平成4年度	8	500,000	3.0	0	0	0
平成5年度	14	600,000	3.0	0	0	0
平成6年度	6	600,000	3.0	0	0	0
平成7年度	7	650,000	3.0	0	0	0
平成8年度	7	700,000	2.8	0	0	0
平成9年度	8	800,000	1.6	0	0	0
平成10年度	8	800,000	1.6	0	0	0
平成11年度	8	800,000	1.5	0	0	0
平成12年度	4	800,000	1.1	0	0	0
平成13年度	4	800,000	1.0	0	0	0
平成14年度	8	800,000	0.4	0	0	0
平成15年度	13	800,000	0.9	0	0	0
平成16年度	10	400,000	1.0	0	0	0
~~~~~						
平成30年度	6	592,200	別表5のとおり	—	6	592,200
合 計	318	13,099,000	—	0	6	592,200

## 2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

### (1) 基金交付金

6月22日 本協会基金交付金交付規程に基づき、サマージャンボ宝くじ収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対し交付した。

【交付額】 242,803,000円

《別表》

基金交付金一覧表

（単位：円）

市 町 名	平成30年度	平成19年度～平成29年度
松山市	50,984,000	571,362,000
今治市	20,168,000	322,187,000
宇和島市	12,769,000	158,565,000
八幡浜市	9,062,000	93,096,000
新居浜市	16,602,000	177,507,000
西条市	15,717,000	187,373,000
大洲市	9,914,000	122,536,000
伊予市	9,338,000	104,027,000
四国中央市	13,780,000	166,065,000
西予市	9,440,000	127,407,000
東温市	9,006,000	89,309,000
上島町	6,679,000	83,068,000
久万高原町	6,810,000	85,444,000
松前町	8,769,000	76,160,000
砥部町	7,931,000	77,364,000
内子町	7,539,000	83,816,000
伊方町	6,906,000	76,602,000
松野町	6,423,000	49,912,000
鬼北町	6,992,000	67,033,000
愛南町	7,974,000	109,994,000
計	242,803,000	2,828,827,000

## (2) 市町交付金

1月29日 本協会市町交付金交付規程に基づき、ハロウィンジャンボ宝くじ収益金のうち愛媛県から交付された交付金及び交付金から生ずる受取利息等を財源とし、本協会配分基準（均等割50%、人口割50%）により算出し、市町に対して交付した。

【交付額】 215,218,416円

《別表》 市町交付金配分額一覧表

(単位：円)

市 町 名	平成30年度	平成13年度～平成29年度
松山市	45,295,439	770,188,946
今治市	17,870,584	481,247,613
宇和島市	11,295,775	221,383,856
八幡浜市	8,018,206	121,399,865
新居浜市	14,711,121	235,056,216
西条市	13,918,047	257,768,163
大洲市	8,765,794	170,838,851
伊予市	8,281,786	139,968,662
四国中央市	12,201,122	229,278,959
西予市	8,351,219	182,156,800
東温市	7,997,135	114,570,627
上島町	5,923,171	116,209,003
久万高原町	6,032,180	119,687,731
松前町	7,777,018	92,082,373
砥部町	7,033,940	98,607,606
内子町	6,685,066	112,826,174
伊方町	6,116,074	102,988,801
松野町	5,693,491	56,669,800
鬼北町	6,191,494	84,922,181
愛南町	7,059,754	158,475,839
計	215,218,416	3,866,328,066

※ 平成13年度～平成29年度の市町交付金は、合併市町村を含む。

### 3 市町振興助成事業（定款第4条第1項第3号）

#### (1) 市町連携事業助成事業

市町連携事業助成事業の助成については、申請団体なし。

#### (2) 市町振興に伴うイベント等助成事業

イベント等の助成については、次の11市9町73事業に対し総額 69,550,000円を助成した。  
(単位：円)

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
松山市	第33回トライアスロン中島大会	平成30年 8月25日・26日	2,000,000	4,500,000
	みんなの生活展2018	平成30年10月20日	960,000	1,905,435
	第13回まつやま農林水産まつり	平成31年 2月16日・17日	1,000,000	3,500,000
今治市	第18回瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ	平成30年10月 5日～ 7日	4,000,000	21,000,000
宇和島市	明治150周年記念平成30年度宇和島市伊達博物館秋期特別展	平成30年10月27日～ 11月25日	3,020,000	6,038,320
	津島しらうお&産業まつり	平成31年 1月27日	980,000	3,440,000
八幡浜市	八幡浜郷土企画展～国史跡指定記念～八幡浜街道笠置峠越とその周囲	平成30年10月 8日～ 11月 4日	630,000	1,253,691
	2018やわたはまMTB&リレーランチャレンジ	平成30年11月25日	600,000	1,184,831
	第14回市民健康マラソン/第14回八幡浜駅伝カーニバル	平成31年 2月 3日	720,000	1,422,531
新居浜市	春は子ども天国事業	平成30年 5月 3日～ 5日	770,000	1,528,000
	喜光地夜市・稲荷市事業	平成30年 7月21日	340,000	700,000
	第38回にいほま夏まつり	平成30年 8月 4日	500,000	1,500,000
	「第8回高校生笑い日本一決定戦『笑顔甲子園“絆” in新居浜』」	平成30年 8月25日・26日	2,000,000	5,000,000
	第42回にいほま農業まつり事業	平成30年12月 2日	390,000	800,000
西条市	第18回産業文化フェスティバル	平成30年 4月29日	2,000,000	4,611,406
	第38回丹原七夕夏まつり	平成30年 8月 5日～ 7日	1,500,000	3,370,000
	西条市うちぬきマラソン大会	平成31年 1月14日	500,000	3,531,348



団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
大洲市	河辺ふれあいフェスタ2018	平成30年10月21日	150,000	425,000
	おおず浪漫祭2018	平成30年11月 3日	610,000	1,440,000
	2018大洲市民大学(後期)	平成30年11月17日	120,000	233,007
	おおず親と子のコンサート2018	平成30年11月23日	380,000	904,928
	第10回大洲市駅伝大会(長浜～大洲間)	平成30年11月25日	320,000	696,000
伊予市	双海の夏祭り	平成30年 7月15日	600,000	1,384,000
	なかやま夏まつり	平成30年 7月20日・21日	200,000	450,000
	伊予市トライアスロン大会 in ふたみ	平成30年 8月 4日・ 5日	1,600,000	3,978,000
	夕焼けプラットホームコンサート&しもなだ鱧まつり	平成30年 9月 1日	800,000	1,673,000
	第31回なかやま栗まつり	平成30年 9月23日	800,000	1,697,000
四国中央市	みなと祭花火大会	平成30年 7月25日	1,000,000	2,219,685
	第11回書道パフォーマンス甲子園(全国高等学校書道パフォーマンス選手権大会)	平成30年 7月29日	1,000,000	7,959,000
	第32回湖水まつり	平成30年 8月 4日	1,000,000	2,100,000
	第14回四国中央市産業祭	平成30年11月17日・18日	1,000,000	3,100,000
西予市	第42回宇和れんげまつり	平成30年 4月29日	1,000,000	3,300,000
	野村乙亥相撲	平成30年11月27日	2,000,000	5,010,000
東温市	第13回商工会産業まつり	平成30年 4月29日	500,000	1,000,000
	観月祭	平成30年 8月25日	1,250,000	4,869,517
	第34回どてかぼちゃカーニバル	平成30年 9月 9日	400,000	800,000
	東温市民大運動会	平成30年10月21日	1,100,000	2,857,952
	第29回白猪の滝まつり	平成30年11月 3日	350,000	700,000
	とうおんゆったりサイクリング・ファミフェス	平成30年11月10日・11日	400,000	3,164,000
上島町	いわぎ桜まつり	平成30年 4月 1日～15日	1,200,000	2,646,879
	第33回かみじまふるさと夜市事業	平成30年 8月 4日	280,000	744,000
	第21回ゆげシーサイドフェスティバル	平成30年 8月 5日	210,000	405,000
	上島町スポーツ振興事業(愛媛マングラリンバイレーツ公式戦)	平成30年 8月12日	310,000	610,217

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
上 島 町	上島町文化公演会	平成30年11月23日	360,000	920,882
	上島町スポーツ振興事業（上島町ゆめしま海道駅伝大会）	平成31年 1月20日	440,000	876,365
	まち恋 in かみじま	平成31年 2月 2日	100,000	200,000
	第32回ゆめしま海道いきなマラソン大会	平成31年 3月 3日	160,000	450,000
久万高原町	みかわ納涼まつり	平成30年 8月18日	800,000	2,000,000
	やなだに産業まつり	平成30年10月 7日	700,000	1,800,000
	第48回久万林業まつり	平成30年10月20日・21日	1,700,000	4,000,000
	面河ふるさとまつり	平成30年11月11日	640,000	1,900,000
松 前 町	松前町国際交流(ホッケー交流)事業	平成30年 4月14日・15日	1,030,000	2,046,618
	まさき町夏祭り	平成30年 8月 3日・ 4日	2,970,000	7,570,000
砥 部 町	砥部町国際交流サマースクール	平成30年 8月 4日～ 6日	350,000	700,000
	広田ふるさとフェスタ	平成30年11月 4日	1,790,000	3,572,183
	ショパンビレッジフェスティバルin砥部町	平成30年11月 4日	750,000	1,500,000
	愛媛マンダリンパイレーツ交流イベント	平成30年11月16日～26日	100,000	200,000
	愛媛オレンジバイキングス交流イベント	平成31年 2月16日	100,000	200,000
	愛媛FC親子サッカー観戦ツアー	平成31年 3月23日	100,000	200,000
内 子 町	第61回内子笹まつり	平成30年 8月 6日・ 7日	980,000	2,000,000
	内子座文楽第22回公演	平成30年 8月25日・26日	1,000,000	3,800,093
	あんまと泥棒	平成31年 3月24日	2,020,000	4,800,000
伊 方 町	第3回はなはな祭り	平成30年 5月 3日	1,000,000	3,520,958
	伊方町文化公演事業（よしもとお笑いライブ）	平成30年 6月30日	1,000,000	2,592,516
	2018瀬戸の花嫁まつり	平成30年 8月12日	1,000,000	3,647,388
	佐田岬マラソン2018	平成30年11月11日	1,000,000	2,850,000
松 野 町	第29回まつの桃源郷マラソン大会	平成30年 4月 1日	600,000	1,183,632
	第65回不器男忌俳句大会	平成30年11月10日 ～平成31年2月24日	390,000	760,975

団体名	イベント名等	実施年月日	助成額	団体支出額
鬼北町	せせらぎ魚っちゃんぐ	平成30年 7月22日	230,000	450,000
	第34回武左衛門ふる里まつり	平成30年 8月14日	500,000	1,000,000
	でちこんか2018	平成30年10月13日・14日	3,150,000	11,744,688
	鬼の地獄道デュアスロン in Hiyoshi	平成31年 2月24日	100,000	193,244
-----	-----	-----	-----	-----
愛南町	第7回愛南町いやしの郷トライアスロン大会	平成30年 6月 9日	4,000,000	8,555,000
計 11市9町73事業			69,550,000	194,887,289

### (3) 情報セキュリティ監査助成事業

情報セキュリティ監査促進事業の助成については、次のとおり2,530,000円を助成した。

(単位：円)

団体名	助成額	団体支出額
松山市	700,000	1,393,200
宇和島市	900,000	1,784,160
四国中央市	930,000	1,857,600
計	2,530,000	5,034,960

### (4) メンタルヘルス対策事業助成金

4月27日 県・市町が連携して精神科医・保健師による相談体制を整備し、職員のメンタルヘルス対策の一層の充実強化を図るために実施する精神科医・保健師の共同設置をした愛媛県市町村職員共済組合に対して、2,500,000円を助成した。

### (5) 災害支援金

12月12日 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により、災害救助法の適用を受けた市町に対し次のとおり災害支援金を交付した。

(単位：円)

団体名	全国協会交付額	県協会交付額	交付額合計
今治市	400,000	400,000	800,000
宇和島市	3,550,000	3,550,000	7,100,000
八幡浜市	600,000	500,000	1,100,000
大洲市	3,250,000	3,250,000	6,500,000
西予市	2,250,000	2,250,000	4,500,000
松野町	500,000	500,000	1,000,000
計	10,550,000	10,450,000	21,000,000

### (6) 市町広域連携推進事業助成金

市町広域連携推進事業の助成については、申請団体なし。

### (7) 国内先進地域調査研究助成事業助成金

国内先進地域調査研究助成事業の助成については、申請団体なし。

#### 4 市町職員等研修事業（定款第4条第1項第4号）

##### (1) 愛媛県研修所での研修事業

- ① 4月10日 愛媛県研修所で実施している市町職員の階層別研修、能力開発研修及び県・市町職員合同研修に要する経費（6,336,000円）の支払いについて愛媛県知事と「平成30年度市町職員研修に係る協定」の締結を行った。

〈各講座は次のとおり〉

##### 【市町職員階層別研修】

- 市町中堅職員（年4回）
- 市町係長級研修（年3回）
- 市町課長級研修
- 部長級・次長級セミナー

##### 【市町職員専門研修】

- 財政運営実務講座
- 危機管理講座
- メンタルヘルス講座

##### 【ステージアップ研修】

- 行政法
- 民法
- 地方自治法
- 法制執務
- 政策形成理論
- 地域づくり政策立案
- 政策法務
- 住民ニーズ調査実践
- 協働型政策立案
- 問題発見・解決能力向上
- マネジメント能力
- 政策評価実践
- タイムマネジメント
- 広報戦略とマスコミ対応
- コーチング
- 文書力向上
- レジリエンス向上
- 折衝力・交渉力
- 地域経済分析システム（RESAS）活用
- ファシリテーション
- 実践営業力
- 業務効率向上
- 経営分析基礎
- 女性職員ワークライフサポート
- 自治体法務検定受験コース

##### 【指導者養成研修】

- 接遇指導者養成
- 課題解決創造力・実践力向上

##### 【出前講座】

- クレーム対応講座（年3回）
- 公務員倫理研修（年3回）

- ② 4月27日 平成30年度市町職員研修に係る協定書第2条の規定に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書により、1,880,000円（上半期分）を支払った。

- ③ 10月19日 平成30年度市町職員研修に係る協定書第2条の規定に基づき愛媛県研修所から提出のあった納入通知書（下半期分）により、4,456,000円を支払った。

- ④ 2月26日 同協定書第3条の規定に基づき提出のあった「平成30年度市町職員研修事業実績報告書」を受理し、実施内容について承認した。

区分	研 修 名	研 修 期 間	研修修了者数
階 層 別 研 修	県・市町中堅職員 第27期	H30. 11. 12～11. 15	12
	第28期	H30. 12. 3～12. 6	16
	第29期	H31. 1. 15～ 1. 18	13
	第30期	H31. 1. 28～ 1. 31	17
	市町係長級 第80期	H30. 10. 1～10. 4	25
	第81期	H30. 11. 26～11. 29	31
	第82期	H30. 12. 10～12. 13	28
	市町課長級 第39期	H30. 10. 29～10. 30	44
専 門 研 修	財務運営実務	H30. 11. 19～11. 20	20
	危機管理	H31. 2. 5～ 2. 6	21
	メンタルヘルス	H30. 7. 30～ 7. 31	8
ス テ ー ジ ア ッ プ 研 修 ( 県 ・ 市 町 職 員 合 同 )	行政法	H30. 9. 19～ 9. 20	13
	民法	H30. 7. 12～ 7. 13	10
	地方自治法 第1回	H30. 8. 6～ 8. 7	26
	〃 第2回	H30. 11. 7～11. 8	26
	法制執務	H30. 9. 27～ 9. 28	23
	政策形成	H30. 10. 15～10. 17	7
	地域づくり政策立案	H30. 9. 25～ 9. 26	7
	政策法務	H30. 9. 18～ 9. 19	9
	住民ニーズ調査実践	H30. 8. 1～ 8. 3	2
	協働型政策立案	H30. 12. 13～12. 14	8
	問題発見・解決能力向上	H31. 1. 10～ 1. 11	18
	マネジメント能力	H30. 11. 1～11. 2	13
	政策評価実践	H30. 10. 18～10. 19	6
	タイムマネジメント	H30. 11. 5～11. 6	8
	広報戦略とマスコミ対応	H31. 1. 24～ 1. 25	3
	コーチング	H31. 1. 22～ 1. 23	9
	文書力向上 第1回	H30. 10. 11～10. 12	17
〃 第2回	H30. 12. 20～12. 21	20	

区分	研 修 名	研 修 期 間	研修修了者数
ステ ー ジ ア ッ プ 研 修  ( 県 ・ 市 町 職 員 合 同 )	レジリエンス向上	H30. 7. 23～ 7. 24	5
	折衝力・交渉力	H30. 8. 9～ 8. 10	9
	地域経済分析システム(RESAS)活用	H30. 11. 21～11. 22	6
	ファシリテーション	H30. 10. 25～10. 26	8
	実践営業力	H30. 12. 17～12. 19	6
	業務効率向上 第1回	H30. 7. 17～ 7. 18	7
	〃 第2回	H30. 7. 19～ 7. 20	7
	経営分析基礎	H30. 7. 9～ 7. 10	12
	女性職員ワークライフサポート	H30. 10. 4～10. 5	8
	自治体法務検定(政策実務)	H30. 12. 7	1
	受験コース(自己啓発支援)		(合格者)
指 導 者 養 成 研 修  ( 合 同 )	接遇指導者養成	H30. 5. 18	11
	課題解決創造力・実践力向上	H30. 6. 18	14
出 前	クレーム対応 (東予)(南予)(中予)	H30. 8. 6～ 8. 8	57
	公務員倫理研修 (東予)(南予)(中予)	H30. 8. 27～ 8. 29	11
そ の 他 研 修  ( 合 同 )	部長級・次長級セミナー	H30. 10. 18	40
計			662

※ 区分欄中(合同)＝県・市町職員合同

## (2) 市町職員研修事業

### ① 固定資産税家屋(木造)評価実務研修会

7月3日・4日 「愛媛県水産会館」(松山市)及び「(株)一条工務店」(伊予郡松前町)において、市町職員等を対象とした固定資産税家屋(木造)評価実務に関する研修会を開催し、34人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

研修テーマ 家屋(木造住宅)の不明確計算による評価演習

講師 一般財団法人資産評価システム研究センター 主任研究員 高橋 信明 氏

② 市町職員外国語研修会

7月30日・31日 「愛媛県水産会館」(松山市)において、市町職員を対象とした英会話研修会(初級・中級)を開催し、計15人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

【初級コース】基礎的な英会話の修得

外国人講師 Pemma Magamay (ペマ マガメイ) 氏

日本人講師 田坂 千世 氏

【中級コース】市町の窓口での対応できる実践的な英会話の修得

外国人講師 Jason Smith (ジェイツン スミス) 氏

③ 平成30年度「法務能力向上のための特別セミナー」

7月31日～8月2日 「ひめぎんホール」(松山市)において、市町職員等を対象とした法務能力向上のための特別セミナー(主催:一般財団法人地方自治研究機構)を愛媛縣市町振興課と共催により開催し、17人が受講した。

セミナーの科目及び講師等は次のとおり。

【1日目】

政策法務のポイント

講師:法政大学法科大学院兼任教授 長谷川 彰一 氏

自治体における政策法務のプロセス

講師:前足立区総務部法務課長 嶋 靖記 氏

【2日目】

立法法務のポイント

解釈運用のポイント

情報公開・個人情報保護等

講師:自治大学校客員教授 平谷 英明 氏

【3日目】

訴訟法務のポイント

講師:甲南大学法科大学院准教授 小舟 賢 氏

④ 地方財政等に関する研修会

9月14日 「林業会館」(松山市)において、市町職員等を対象とした地方財政等に関する研修会を開催し、53人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

研修テーマ 地方財政をめぐる諸課題

講師 総務省 自治財政局 財政課 財政企画官 進 龍太郎 氏



⑤ 平成30年度「法務能力向上のための特別実務セミナー」

10月17日～19日 「えひめ共済会館」(松山市)において、市町職員等を対象とした法務能力向上のための特別実務セミナー(主催:一般財団法人地方自治研究機構)を愛媛県市町振興課と共催により開催し、38人が受講した。

セミナーの科目及び講師等は次のとおり。

【1日目】

政策法務能力向上のポイント

事例紹介

講師:法政大学法科大学院兼任教授 長谷川 彰一 氏

【2日目】

行政手続(パブコメ、行政不服審査、住民投票等)

空き屋条例、ごみ屋敷条例等

まちづくり条例、公共施設関係条例等

講師:自治大学校客員教授 平谷 英明 氏

【3日目】

重要判例研究

講師:山梨学院大学法学部教授 三好 規正 氏

⑥ 会計年度任用職員制度の導入に係る意見交換会

11月30日 「KH三番町プレイス」(松山市)において、市町職員等を対象とした会計年度任用職員制度の導入に係る意見交換会を愛媛県市町振興課と共催により開催し、41人が受講した。

意見交換会の基調講演及び講師等は次のとおり。基調講演後に市町・県担当者の意見交換も併せて行われた。

基調講演 「制度導入に向けた実務について」

講師 第一法規株式会社 自治体法務サポートセンター 黒川 眞 氏

⑦ 地方財政対策等に関する研修会

1月18日 「愛媛県農業共済組合」(松山市)において、市町職員等を対象とした地方財政対策等に関する研修会を開催し、35人が受講した。

研修会の講師等は次のとおり。

研修テーマ 平成31年度地方財政対策の概要と地方財政の懸案事項について

講師 関西学院大学人間福祉学部 大学院経済学部研究科 教授 小西 砂千夫 氏

⑧ 第3回愛媛県水道事業経営健全化検討会

2月18日 「県農業共済組合」(松山市)において、市町職員等を対象とした水道事業経営健全化検討会を愛媛県市町振興課と共催により開催し、42人が出席した。

講義テーマ 広域化検討事例と広域化の考え方について

講師 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 井谷裕介 氏

### (3) 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)受講に係る助成

市町村職員中央研修所受講者への助成については、受講した次の18団体(82人)に対し、総額4,198,151円を助成した。

(単位:円)

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	7	344,300	上島町	1	40,000
今治市	6	306,652	松前町	8	417,306
宇和島市	2	102,596	砥部町	1	59,149
新居浜市	22	1,138,312	内子町	1	50,000
西条市	9	466,113	伊方町	1	45,850
大洲市	2	106,950	鬼北町	3	157,170
伊予市	5	250,000	愛南町	1	48,250
四国中央市	1	51,652	愛媛県町村 議会議長会	8	400,000
東温市	3	162,199	愛媛県市町 総合事務組合	1	51,652
計		82人			4,198,151円

※ 愛媛県町村議会議長会への助成額(400,000円)は、同会の研修事業の一環として「市町村議会議員特別セミナー(H30.10.11~10.12)」に参加のため一括助成した。

#### (4) 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)受講に係る助成

全国市町村国際文化研修所受講者への助成については、受講した次の15団体(95人)に対し、総額3,216,727円を助成した。

(単位:円)

団体名	人数	助成額	団体名	人数	助成額
松山市	5	158,986	東温市	4	145,650
今治市	27	1,003,599	松前町	6	193,200
宇和島市	8	280,271	松野町	1	25,850
八幡浜市	1	30,500	愛南町	1	25,850
新居浜市	23	698,536	愛媛地方税滞納整理機構	3	93,057
西条市	6	219,414	愛媛県町村議会議長会	3	91,500
伊予市	2	68,750	愛媛県後期高齢者医療広域連合	2	60,350
四国中央市	3	121,214			
計		95人			3,216,727円

※ 愛媛県町村議会議長会への助成額(91,500円)は、同会の研修事業の一環として「市町村議会議員事務局職員研修(H30.10.17~10.19)」に参加のため一括助成した。

《市町村職員中央研修所の各市町等・研修別内訳》

〈 課程・科目別、団体別助成人数 〉

(単位：人)

課程	研修科目	団体名																					
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
政策	市町村長特別セミナー～自治体経営の課題～ H30. 4. 19～ 4. 20																1						
	市町村議会議員特別セミナー～多様化する地域課題～ H30. 5. 9～ 5. 10								5														
	監査委員特別セミナー H30. 5. 14～ 5. 15	1	1						1			1											
	町村議会議員特別セミナー H30. 10. 11～10. 12												1		1	1	1	1	1	1	1		
	監査委員特別講座 H30. 11. 19～11. 21					1																	
	組織マネジメント H30. 11. 19～11. 21						1																
制度	地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者研修会 H30. 5. 16～ 5. 18																			1			
	住民行政事務能力の向上 H30. 5. 29～ 6. 6					1																	
	広報・広聴の効果的実践 H30. 6. 12～ 6. 22					1		1															
	使用料等の滞納債権の回収強化 H30. 6. 25～ 6. 29					1																	
	子育て支援の在り方 H30. 6. 25～ 6. 29														1								
	地方公会計制度（基礎） H30. 7. 11～ 7. 13		1																				
	市町村税徴収事務 H30. 7. 17～ 7. 27					1																	
	高度化する契約実務への対応 H30. 7. 17～ 7. 25															1							
	リーダーシップ H30. 7. 30～ 8. 2															2							
	議会事務 H30. 7. 30～ 8. 7		1			1																	
	選挙事務 H30. 8. 2～ 8. 10		1												1								
	法令実務 A（基礎） H30. 8. 6～ 8. 10		1				1			1										1			1
	管理職をめざすステップアップ講座 H30. 8. 20～ 8. 24					2																	

課程	研修科目	団体名																				
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央	西予市	東温市	上島町	久万高原	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等
制度	生活保護と自立支援対策 H30. 8. 20～ 8. 24	1				1																
	自治体財政運営講座 H30. 8. 20～ 8. 28					1	1							1								
	法令実務B（応用） H30. 9. 4～ 9. 14	1					1															
	市町村税徴収事務 H30. 9. 4～ 9. 14																			1		
	健全な組織づくり（リスクマネジメント） H30. 9. 19～ 9. 21	1					1															
	全国地域づくり人財塾 H30. 9. 19～ 9. 21						1										1					
	住民税課税事務 H30. 9. 25～10. 5					1					1				1							
	公共施設の総合管理 H30. 10. 15～10. 19	1																				
	廃棄物処理と3Rの推進 H30. 10. 15～10. 19					1																
	住民窓口サービス向上 H30. 10. 29～11. 2	1													1							
	児童虐待防止対策 H30. 10. 29～11. 2					1																
	長期ビジョンの策定方法と実践（ゼミナール方式） H30. 10. 29～11. 2					1																
	上下水道事業の経営管理 H30. 10. 29～11. 2					1																
	住民税課税事務 H30. 11. 6～11. 16					1	1															
	災害に強い地域づくりと危機管理 H30. 11. 27～12. 5			1		1																
	魅力ある地域づくりの実践 H30. 11. 27～12. 7					1																
	研修講師養成講座（地方自治制度） H30. 11. 27～12. 7						1															
	広報・広聴の効果的実践 H30. 11. 27～12. 7														1							
	地域ブランド等観光戦略の実践 H31. 1. 17～ 1. 25					1							1									
	コミュニティづくりを核とした新しい地域政策 H31. 1. 29～ 2. 6					1																
監査実務 H31. 1. 29～ 2. 6											1											

課程	団体名 研修科目	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央	西予市	東温市	上高町	久万高原	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		制度	地域保健と住民の健康増進 H31. 2. 12～ 2. 20		1																		
	災害に強い地域づくり危機管理 H31. 2. 12～ 2. 20						1																
	法令実務A（基礎） H31. 2. 18～ 2. 22																					1	
	環境保全 H31. 2. 25～ 3. 1	1		1																			
	文化・芸術の活用による地域の活性化 H31. 2. 25～ 3. 1						1																
	行政と教育の連携による地域づくり H31. 2. 25～ 3. 1						1																
	計	7	6	2		22	9	2	5	1		3	2		9	2	2	2	1	4	2	1	

※一組等…愛媛県市町総合事務組合

《全国市町村国際文化研修所の各市町等・研修別内訳》

〈 課程・科目別、団体別助成人数 〉

(単位：人)

区分	団体名 研修名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		国際	自治体外国人施策の実務 ～第一線で対応する方の ために～ H30. 6. 13～ 6. 15					1															
	インバウンドによる地域経済 の活性化 H30. 7. 11～ 7. 13	1																					
公共政策	提案を実現するための技法 H30. 6. 6～ 6. 8					2																	
	行政評価を核とするマネジ メント～予算・決算、総合計 画への活用～ H30. 7. 18～ 7. 20					1	1							1									
政策実務	地域おこし協力隊員及び 集落支援員の初任者を対 象とした研修会 H30. 4. 16～ 4. 18	1	2																				
	自治体マネジメントのための地 方公会計実務～基礎から 応用へ～ H30. 4. 23～ 4. 25	1																					
	社会福祉法人制度改革と 自治体実務 H30. 4. 25～ 4. 27	1				2																	
	職場のチーム力アップ H30. 5. 10～ 5. 11																						1
	地域住民の防災力向上 ～平時からの取り組み～ H30. 5. 23～ 5. 25	1																					
	法令実務A～法務の基礎と 実務（改正演習を中心に）～ H30. 6. 11～ 6. 14					1																	1
	地方公営企業経営の基本 ～財務会計と新経営手法～ H30. 6. 13～ 6. 15						1																
	市町村税徴収事務 H30. 6. 19～ 6. 29	2																					1
	固定資産税課税事務(土地) H30. 6. 19～ 6. 29	1																					
	アート(文化芸術)を活用した 地域振興 H30. 6. 25～ 6. 27					1						1											
	働き方改革～実践事例か ら～ H30. 7. 2～ 7. 4					1																	
	地方公営企業法の適用に 向けた実務 H30. 7. 4～ 7. 6			1			1																

区分	団体名 研修名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上高町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		政策実務	自治体ファイナンス基礎講座～ よりよい資金調達・運用を 目指して～ H30. 7. 9～ 7.12	1								1											
	鳥獣被害と自治体の対応 H30. 7.11～ 7.13					1																	
	住民税課税事務 H30. 7.17～ 7.27	1					1			1													
	人事評価制度とその運用 の実際 H30. 7.23～ 7.27	1							1														
	保育士・幼稚園教諭のた めの保育行政～子育て支 援施策の最新動向～ H30. 8. 7～ 8. 9	1													1								
	固定資産税課税事務(家屋) H30. 8.21～ 8.31	1										1											
	これからの地方公営企業 経営戦略 H30. 9. 5～ 9. 7				1																		
	自治体の自律的な財政運 営 ～制度と最新の動向～ H30. 9.10～ 9.12	1				1																	
	自治体職員のためのマーケ ティングの基本 H30. 9.18～ 9.20			1																			
	自治体の広報～住民に読 まれ、親しまれる広報を めざして～ H30. 9.25～ 9.27	1	1		1																		
	オープンテータ、ビッグテータ等 を活用した自治体政策 H30.10. 1～10. 3					1																	
	民間企業に学ぶ人材確保・ 人材育成 H30.10. 9～10.10	1	1		1																		
	法令実務B ～法務の応用と実践～ H30.10. 9～10.19	1	1																				
	使用料等の債権回収 H30.10.22～10.26	3																					
	介護保険事務 ～制度と運用～ H30.10.22～10.26	1	1												1								
	災害時における外国人へ の支援窓口 H30.10.31～11. 2					1																	
	社会的孤立への増加への 対応 H30.10.31～11. 2						1																



区分	団体名 研修名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上高町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		政策実務	障がいのある人への自立支援 H30. 11. 12～11. 16														1						
	自治体の内部統制と監査機能 H30. 11. 26～11. 28	1																					
	避難行動要支援者対策～災害弱者をつくらない～ H30. 11. 28～11. 30											1											
	滞納整理の実践と徴収マネジメント H30. 12. 3～12. 7	1				1																	2
	これからの農業を考える H30. 12. 5～12. 7					1									1								
	イノベーションによる地域産業の振興 H31. 1. 15～ 1. 17					1																	
	生活困窮者の自立支援 H31. 1. 21～ 1. 23	1																					
	児童虐待への対応 H31. 1. 28～ 2. 1	1																					
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開 H31. 1. 30～ 2. 1	1																	1				
	交通不便地域の住民サービスを考える H31. 2. 4～ 2. 6											1											
	地域おこし協力隊ステップアップ研修 H31. 2. 4～ 2. 5	2																					
	生涯学習によるまちづくりを考える H31. 2. 13～ 2. 15	1				1			1						1								
	認知症予防とその対策 H31. 2. 13～ 2. 15	1																					
	空き家対策～自治体の対処法～ H31. 2. 13～ 2. 15					1																	
	災害発生時のマネジメント～対策本部の運営～ H31. 3. 4～ 3. 6					2																1	

区分	団体名 研修名	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	松野町	鬼北町	愛南町	一組等	
		幹部職員等	シニアマネージャー研修～ダイバーシティの視点から～ H30. 10. 10～10. 12					1															
	第2回女性リーダーのためのマネジメント研修 H30. 11. 26～11. 30						1																
首長・議員	市町村議会議員研修 自治体予算を考える H30. 8. 30～ 8. 31		1																				
	市町村議会事務局職員研修 H30. 10. 17～10. 19									1					1	1						1	
	市町村長特別セミナー 『地域経営塾』 H30. 11. 1～11. 2		1																				
	計	5	27	8	1	23	6		2	3		4			7	1				1		2	5

※一組等…愛媛地方税滞納整理機構、愛媛県後期高齢者医療広域連合

## (5) 関係団体研修事業等に係る助成

関係団体研修事業等の助成については、次のとおり3,000,000円を助成した。

(単位：円)

団 体 名	研 修 名	助 成 額
愛媛県市議会議長会	第28回愛媛県市議会議員研修会	500,000
	愛媛県市議会観光振興議員連盟広域観光推進研修会	500,000
愛 媛 県 町 村 会	平成30年度町（市）職員研修会	1,000,000
愛媛県町村議会議長会	平成30年度愛媛県町村議会議員研修会	1,000,000
計		3,000,000

## 5 市町の振興に関する情報提供事業（定款第4条第1項第5号）

### (1) 平成30年度版「愛媛県市町要覧」の発行

3月28日 愛媛県市町振興課の編集により県内市町の行財政等の概況を掲載した「愛媛県市町要覧」（平成30年度版）を発行した。

### (2) 市町振興のための資料の配付

県内市町財政健全化を図ることを目的として、次の冊子を一括購入し、県内全市町へ配布した。

4月5日 平成29年版地方財政要覧

10月22日 類似団体別市町財政指数表（H27年度実績）

11月16日 平成28年度市町財政（第65号）

### (3) 地域づくり情報誌発行事業

① 4月2日 地域づくり情報誌発行事業に要する経費（6,060,000円）について、公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長森田浩治と「平成30年度地域づくり情報誌発行事業」の委託契約を締結した。

なお、同委託契約第6条の規定に基づき同日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長森田浩治から提出された「平成30年度地域づくり情報誌発行事業計画書」を承認した。

「舞たうん」 ・ 発行回数 年4回 ・ 発行部数 各3,200部

県内各地で繰り広げられている「まちづくり・むらおこし」活動を紹介し、地域のま

ちづくり活動の情報発信と地域づくり活動者のネットワーク誌として、また、地域に根ざしたまちづくり情報誌として発行。

「えひめイベントBOX」 ・ 発行回数 年1回 ・ 発行部数 3,000部

年間を通じ県内各地で繰り広げられる、あらゆるジャンルのイベントを紹介し、まちづくりの気運の醸成を図る。

- ② 10月19日 平成30年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第11条の規定に基づき  
10月1日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長から提出のあった「平成30年度地域づくり情報誌発行事業委託料前金払請求書」を受理し4,545,000円を支払った。
  
- ③ 3月28日 平成30年度地域づくり情報誌発行事業委託契約書第11条の規定に基づき  
3月7日付けで公益財団法人えひめ地域政策研究センター理事長から提出のあった「平成30年度地域づくり情報誌発行事業委託料前金払請求書」を受理し1,515,000円を支払った。

## Ⅱ                    その 他 事 業 関 係

1	市町関係団体等への助成及び寄附	34
2	市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業	36

## II その他事業について

### 1 市町関係団体等への助成及び寄附

#### (1) 愛媛県市長会・愛媛県町村会を經由して行う助成

##### ① 一般財団法人地域活性化センター年会費に係る助成

6月25日 一般財団法人地域活性化センターの平成30年度年会費2,170,000円に充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,540,000 円

愛媛県町村会 630,000 円

《参 考》 『一般財団法人地域活性化センター』  
〒107-0027 住所 東京都中央区日本橋2-3-4  
日本橋プラザビル 13階  
TEL 03(5202)6131 (代)  
FAX 03(5202)0755  
<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/>

※ 活力あふれ、個性豊かな地域社会を実現するため、まちづくり、産業・文化おこし等、地域活性化のための諸活動を支援、地域振興の推進に寄与するため昭和60年に設立。

主な業務：地域活性化施策調査研究、地域活性化情報提供、コンサルタント、研修・交流、地域産品・観光等振興、イベント関連、ふるさと情報コーナーの運営等

##### ② 松山空港利用促進協議会負担金に係る助成

9月19日 松山空港利用促進協議会の平成30年度負担金1,000,000円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 500,000 円

愛媛県町村会 500,000 円

《参 考》 『松山空港利用促進協議会』  
愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課内  
〒790-0001 住所 松山市一番町4丁目4-2  
TEL 089(912)2250  
FAX 089(912)2249

※ 県民の利便性の向上を図るとともに、県勢の発展を期するため、松山空港における国内路線網の拡充及び松山空港の国際化、他空港との交流を積極的に推進するため、平成3年に設立。

③ 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センター運営負担金に係る助成

3月22日 日本貿易振興機構（ジェトロ）愛媛貿易情報センターの平成30年度事業運営費1,841,556円に充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,740,495 円

愛媛県町村会 101,061 円

《参 考》 『日本貿易振興機構(ジェトロ)愛媛貿易情報センター』

〒791-8057 住所 松山市大可賀2丁目1-28 「アイテムえひめ」内

TEL 089 (952) 0015

FAX 089 (952) 8588

※ 市場の国際化促進のため、海外経済情報の収集・提供、輸入促進、産業協力・技術交流の促進等事業実施のため、平成3年設立。（日本貿易振興会は、昭和33年7月25日設立。）

主な事業内容：講演会・セミナー等の開催、国内及び海外における見本市展示会事業、輸入促進事業、貿易相談事業、海外経済情報資料の収集、提供地方情報誌の発行等

④ 愛媛県自転車新文化推進協会負担金に係る助成

7月20日 愛媛県自転車新文化推進協会の平成30年度負担金2,000,000円として充当するため、次のとおり助成した。

愛媛県市長会 1,100,000 円

愛媛県町村会 900,000 円

《参 考》 『愛媛県自転車新文化推進協会』

愛媛県企画振興部総合政策課自転車新文化推進室内

〒790-0001 住所 松山市一番町4丁目4-2

TEL 089 (912) 2234

FAX 089 (921) 2002

※ 自転車は「健康」「生きがい」「友情」を与えてくれるという自転車新文化を普及・拡大し、もっと交流人口の拡大と地域活性化を図るため平成28年に設立。

主な業務：自転車新文化の普及活動、市町のサイクリング大会や市町間の広域連携施策への支援、自転車新文化のための環境整備、調査研究  
自転車関連産業の創出、自転車新文化推進のための広報・プロモーション活動

(2) 地域医療学講座への寄附

9月28日 愛媛大学の地域医療学講座へ16,000,000円を寄附した。

### (3) その他

#### 全国市町村振興協会関係資料の送付

「会報」を県関係団体へ回送した。

6月27日 会報6月号(第100号)

10月1日 会報9月号(第101号)

2月6日 会報1月号(第102号)

## 2 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業

### 【市町村振興宝くじ(サマージャンボ)関係】

#### (1) 市町等へ発売についての周知

- ① 4月11日 県内全市町に対して平成30年度サマージャンボ宝くじ地元夏祭り協賛先の募集依頼を行い、5市町9件の夏祭り等にてサマージャンボ宝くじのPRを行った。  
新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 久万高原町
- ② 4月23日 県内全市町・関係団体に対して平成30年度サマージャンボ宝くじ発売概要の周知及び広報誌等への掲載方依頼した。
- ③ 4月27日 県内全市町に対して、販売促進策として市町で「サマージャンボ宝くじ等及びハロウィンジャンボ宝くじ等特設売場」の設置について照会を行い、次の3市が常設売店等での販売希望があった。  
今治市 宇和島市(サマージャンボ宝くじのみ) 八幡浜市
- ④ 5月2日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報紙用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。
- ⑤ 6月15日 県全内市町・関係団体及び県市町振興課に対し、「通信販売パンフレット：サマージャンボ宝くじ申込用紙」を送付し、宝くじの売上促進方依頼した。
- ⑥ 6月26日 愛媛県商工会連合会へサマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの販売促進策として、宝くじを景品利用として利用した「キャンペーン」の依頼を行った。
- ⑦ 6月27日 県内全市町・関係団体及び愛媛県市町振興課、各地方局・支局に対し、受託金融機関(みずほ銀行)作成のPR用ポスターの掲示(ポスター到着～平成30年8月3日(金))方依頼した。
- ⑧ 7月2日 渡部常務理事兼事務局長及び事務局員が新居浜市、西条市、今治市及び四国中央市の市長並びに副市長を訪問し、宝くじの収益金の使途について説明するとともに県内でのサマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじの販売促進の協力を依頼した。

#### (2) 本協会における広告の実施

- ① SNS広告 Twitter 宝くじプレゼントキャンペーン  
Facebook・instagramを活用した広告



- ② 交通広告 松山市駅コンコース、まつちかタウンビジョン  
瀬戸内バス（車内・車外）、宇和島バス（車内・待合所）
- ③ ストリートビジョン（銀天街・大街道）
- ④ 紙面広告  
新聞 サマージャンボ 愛媛新聞に7月19日掲載  
地域情報紙 リビング松山（7月21日号）  
市町広報誌  
町会報えひめ（発行：愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会）第110号、第111号  
舞たうん（発行：（公財）えひめ地域政策研究センター）vol1137
- ⑤ ノベルティ 巾着袋 300枚

### (3) 発売実績

#### 【全 国】

区 分	発売計画	発売実績額	前年度比較
サマージャンボ	630億円	491億1,314万7,900円	12億8,108万7,900円
サマージャンボ ミニ	300億円	194億9,791万3,200円	15億3,364万5,900円
サマージャンボ プチ100万円			▲69億7,250万7,600円
計	930億円	686億1,106万1,100円	▲41億5,777万3,800円

#### 【愛媛県】

区 分	発売実績額	前年度比較	収益金配分額
サマージャンボ	4億8,590万9,100円	▲2,042万9,100円	2億6,138万7,607円
サマージャンボ ミニ	2億1,185万5,800円	▲697万7,100円	9,871万3,498円
サマージャンボ プチ100万円		▲8,527万3,800円	
計	6億9,776万4,900円	▲1億1,268万 円	3億6,010万1,105円

[広報宣伝]

平成30年度市町村振興宝くじ（サマージャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 630億円（21ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 平成30年7月 9日（月）～8月 3日（金）
- 5 抽 せ ん 日 平成30年8月14日（火）  
当 せ ん 金
- 6 平成30年8月20日（月）～平成31年8月19日（月）  
支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額630億円（21ユニットの場合の当せん金）

等 級	当 せ ん 金	本 数
1等	5億円	21本
1等の前後賞	1億円	42本
1等の組違い賞	10万円	2,079本
2等	1,000万円	42本
3等	100万円	210本
4等	10万円	6,300本
5等	3,000円	2,100,000本
6等	300円	21,000,000本
夏祭り賞	2万円	42,000本

平成30年度市町村振興宝くじ（サマージャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 300億円（10ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 平成30年7月 9日（月）～8月 3日（金）
- 5 抽 せ ん 日 平成30年8月14日（火）  
当 せ ん 金
- 6 平成30年8月20日（月）～平成31年8月19日（月）  
支 払 期 間
- 7 当 せ ん 金 発売総額300億円（10ユニットの場合の当せん金）

等 級	当 せ ん 金	本 数
1等	5,000万円	50本
1等の前後賞	1,000万円	100本
2等	1,000万円	100本
3等	100万円	1,000本
4等	10万円	10,000本
5等	1万円	100,000本
6等	3,000円	1,000,000本
7等	300円	10,000,000本
夏祭りミニ賞	2万円	30,000本

#### (4) 交付金の受入・基金積立状況

交付金については、「愛媛県ふるさと振興資金交付金交付要綱」に基づき申請し、次表のとおり受け入れた。

交付金のうち全国振興協会へ10%相当額を納付、基金充当事業（18,000,000円）を除く残額を基金として積み立てた。

(単位：円)

愛 媛 県 交 付 金			全 国 協 会 納 付 額 ②	基 金 充 当 事 業 ③	本 協 会 積 立 額 ①-②-③
種 類	受入年月日	金 額 ①			
収益金(確定) サマーショボ サマーミニ	H30. 10. 26	360, 101, 105 (261, 387, 607) ( 98, 713, 498)	36, 010, 109 (26, 138, 760) ( 9, 871, 349)	18, 000, 000 (18, 000, 000)	306, 090, 996 (217, 248, 847) ( 88, 842, 149)
時 効 金 サマーショボ サマーミニ1億円 サブチ100万円	H30. 11. 27	21, 182, 397 ( 11, 315, 669) ( 8, 154, 188) ( 1, 712, 540)	2, 118, 238 ( 1, 131, 566) ( 815, 418) ( 171, 254)		19, 064, 159 ( 10, 184, 103) ( 7, 338, 770) ( 1, 541, 286)
計		381, 283, 502	38, 128, 347	18, 000, 000	325, 155, 155
前 年 度 比 較		▲46, 863, 251	▲4, 686, 324	18, 000, 000	▲60, 176, 927

## 【市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）関係】

### (1) 市町等へ発売についての周知

- ① 8月1日 県内市町に対して広報誌等への市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）「発売概要」（広報宣伝）の掲載方依頼した。また、関係団体に対し、発売額を完売できるようPRの推進方依頼した。
- ② 8月10日 県内市町に対して全国市町村振興協会作成の市町村広報誌用PRデータを送付し、広報誌への掲載方依頼した。
- ③ 9月14日 県内市町・関係団体及び愛媛県市町振興課に対し、「通信販売パンフレット」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ申込用紙」のデータをホームページに公開し、PRの推進方依頼した。
- ④ 9月14日 県内全市町に対して受託金融機関（みずほ銀行）作成のPR用ポスターの掲示（ポスター到着～平成30年10月23日（火））方依頼した。
- ⑤ 9月14日 関係団体及び愛媛県市町振興課、各課（室）、各県地方局・支局、県関係施設に対し、「PRポスター」を送付し販売促進に協力依頼した。

### (2) 本協会における広告の実施

- ① 新聞広告 ハロウィンジャンボ 愛媛新聞に9月30日掲載（発売日の前日）
- ② 会報及び旬報誌への広告  
リビングまつやま（10月6日付）掲載  
町会報えひめ（発行：愛媛県町村会・愛媛県町村議会議長会）第113号、舞たうん（発行：（公財）えひめ地域政策研究センター）Vol.138に掲載
- ③ 広報さいじょう、広報とうおん、広報うちこ
- ④ SNS 広告
- ⑤ デジタル・鉄道公告

### (3) 発売実績

#### 【全 国】

区 分	発売計画	発売実績額
ハロウィンジャンボ	270億円	257億6,054万3,700円
ハロウィンジャンボミニ	120億円	113億3,436万1,800円
計	390億円	370億9,490万5,500円
前年度比較	▲ 30億円	81億4,778万1,600円

#### 【愛媛県】

区 分	発売実績額	収益金配分額
ハロウィンジャンボ	2億7,566万5,800円	1億3,913万3,297円
ハロウィンジャンボミニ	1億3,791万4,200円	6,546万2,474円
計	4億1,358万 円	2億 459万5,771円
前年度比較	6,879万5,100円	4,769万9,014円

〔広報宣伝〕

平成30年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ）発売概要

- 1 発 売 額 270億円（9ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 平成30年10月 1日（月）～10月23日（火）
- 5 抽 せ ん 日 平成30年10月30日（火）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 平成30年11月 5日（月）～平成31年11月 4日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額 270億円（9ユニットの場合の当せん金）

等 級	当 せ ん 金	本 数
1等	3億 円	9 本
1等の前後賞	1億 円	18 本
1等の組違い賞	10万 円	891 本
2等	1,000万 円	27 本
3等	100万 円	270 本
4等	10万 円	9,000 本
5等	1万 円	90,000 本
6等	3,000 円	900,000 本
7等	300 円	9,300,000 本
ハロウィン賞	5万 円	9,000 本

平成30年度新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボミニ）発売概要

- 1 発 売 額 120億円（4ユニット）
- 2 証 票 単 価 300円
- 3 発 売 場 所 全国の宝くじ売場
- 4 発 売 期 間 平成30年10月 1日（月）～10月23日（火）
- 5 抽 せ ん 日 平成30年10月30日（火）
- 6 当 せ ん 金 支 払 期 間 平成30年11月 5日（月）～平成31年11月 4日（月）
- 7 当 せ ん 金 発売総額 120億円（4ユニットの場合の当せん金）

等 級	当 せ ん 金	本 数
1等	3,000万 円	20 本
1等の前後賞	1,000万 円	40 本
2等	100万 円	800 本
3等	10万 円	8,000 本
4等	1万 円	40,000 本
5等	3,000 円	400,000 本
6等	300 円	4,000,000 本
ハロウィンミニ賞	2万 円	12,000 本

#### (4) 交付金の受入・基金状況

- ① 12月25日、1月29日 愛媛県交付金を受け入れた。  
② 1月29日 市町交付金交付細則に基づき、215,218,416円を交付した。

(単位：円)

愛 媛 県 交 付 金 等			市 町 交 付 金	
種 類	受入年月日	金 額	交付年月日	交付金額
収益金(確定) 時効金	H30. 12. 25 H31. 1. 29	204,595,771 10,617,741	H31. 1. 29	215,218,416
小 計		215,213,512		
利 息		4,904		
小 計		4,904		
合 計		215,218,416	計	215,218,416
前年度比較		45,127,291		

# Ⅲ 総務関係

1	会議関係	.....	44
2	役員の異動状況	.....	50
3	その他	.....	52



### Ⅲ 総務関係

#### 1 会議関係

##### 【本協会関係等】

##### (1) 理事会

###### ① 第1回定例理事会

5月31日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。

会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定又は承認された。

また、職務執行状況について報告するとともに、平成30年度サマージャンボ宝くじの発売計画について説明し、了承された。

###### (議案)

第1号議案 平成29年度事業報告について

第2号議案 平成29年度決算報告について

第3号議案 控除対象財産への変更について

第4号議案 平成30年度定時評議員会の開催について

###### (報告)

第1号報告 職務執行状況について

###### ② 第1回臨時理事会

6月27日 任期満了に伴う代表理事の選定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、平成30年6月27日に決議があったものとみなされた。

###### (議案)

第1号議案 理事長の選定について

清水 雅文(愛南町長)

第2号議案 常務理事の選定について

渡部 明忠(愛媛県町村会事務局長)

###### ③ 第2回臨時理事会

8月24日 評議員会の招集の決議については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、平成30年8月24日に決議があったものとみなされた。

###### (議案)

第1号議案 平成30年度第1回臨時評議員会の招集について

④ 第3回臨時理事会

11月1日 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により多大な被害が生じた市町に対し、災害支援金を交付するための諸案件については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、平成30年11月1日に決議があったものとみなされた。

（議案）

第1号議案 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程の制定について

第2号議案 平成30年度事業計画の変更について

第3号議案 平成30年度収支補正予算について

第4号議案 平成30年度第2回臨時評議員会の招集について

⑤ 第4回臨時理事会

1月30日 各市町からの平成31年3月貸し付け希望に対応するための諸案件については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び本協会定款第33条第2項の規定に基づき理事会の決議の省略を行い、理事及び監事の全員から同意を得て、平成31年1月30日に決議があったものとみなされた。

（議案）

第1号議案 平成30年度収支補正予算について

第2号議案 平成30年度第3回臨時評議員会の招集について

⑥ 第2回定例理事会

3月7日 「愛媛県自治会館」（松山市）において開催した。  
会議では、次の議案について審議され、原案のとおり決定された。

また、職務執行状況について報告し了承された。

（議案）

第1号議案 平成31年度事業計画について

第2号議案 平成31年度収支予算について

第3号議案 平成30年度第4回臨時評議員会の開催について

（報告）

第1号報告 職務執行状況について

## (2) 評議員会

### ① 定時評議員会

6月27日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。

会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

(報告)

第1号報告 控除対象財産への変更について

(議案)

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算の承認について

第2号議案 評議員の辞任に伴う補欠選任について

評議員 伊藤 隆志 (東温市議会議長)

第3号議案 理事の任期満了に伴う補欠選任について

理事 大城 一郎 (八幡浜市長)

理事 清水 宣郎 (松山市議会議長)

理事 清水 雅文 (愛南町長)

理事 瀧野 志 (久万高原町議会議長)

理事 松浦 一志 (松山大学経済学部教授)

理事 渡部 明忠 (愛媛県町村会事務局長)

### ② 第1回臨時評議員会

9月14日 理事(1名)の辞任に伴う補欠選任について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、平成30年9月14日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 理事の辞任に伴う補欠選任について

理事 八束 正 (松前町議会議長)

### ③ 第2回臨時評議員会

11月1日 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)により多大な被害が生じた市町に対し、災害対策費の一部に充てていただくため、本協会に「災害支援金交付規程」を制定し、復旧対策の促進が図られるよう支援するための関係議案について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、平成30年11月1日に決議があったものとみなされた。

(報告)

第1号報告 公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程の制定について

(議案)

第1号議案 平成30年度事業計画の変更の承認について

第2号議案 平成30年度収支補正予算の承認について

④ 第3回臨時評議員会

2月14日 平成31年3月予定の本協会資金貸付に伴い、県内各市町からの貸付希望が多い事から、一般財団法人全国市町村振興協会から6億円（上限）の借り入れを行い各市町の貸付希望に対応するための関係議案について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定に基づき、評議員の全員から同意を得て、平成31年2月14日に決議があったものとみなされた。

(議案)

第1号議案 平成30年度収支補正予算の承認について

⑤ 第4回臨時評議員会

3月27日 「愛媛県自治会館」(松山市)において開催した。  
会議では、次の議案について審議され、原案のとおり承認又は決定された。

(議案)

第1号議案 平成31年度事業計画の承認について

第2号議案 平成31年度収支予算の承認について

**(3) 平成30年度事業等事務説明会**

5月2日 「愛媛県林業会館」(松山市)において各市町から事務担当者20人の出席があり開催した。主催者あいさつの後、本協会の概要及び事業内容等を周知した。

- 1 市町村振興宝くじ(サマージャンボ)及び新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ)のPRの協力について
- 2 基金交付金について
- 3 市町交付金について
- 4 貸付事業について
- 5 市町の振興に伴うイベント等開催に係る助成について
- 6 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)受講に係る助成について
- 7 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)受講に係る助成について
- 8 情報セキュリティ監査助成について
- 9 市町広域連携事業に係る助成について
- 10 国内先進地域調査研究に係る助成について
- 11 本会主催の研修会等について
- 12 その他

- ① 市町の年会費等に対する助成

- ア (一財)地域活性化センター年会費
- イ ジェトロ愛媛貿易センター負担金
- ウ 松山空港利用促進協議会負担金
- エ 自転車新文化推進協会負担金
- オ 地域医療学講座設置運営費の寄附
- カ メンタルヘルス対策事業助成金
- キ 市町連携事業助成金

- ② 情報誌「えひめイベントBOX」及び「舞たうん」
- ③ 冊子「愛媛県市町要覧」

### 13 質 疑

#### (4) 平成29年度資産状況等の監査

5月23日 「愛媛県自治会館」(松山市)において、平成29年度の業務及び資産の状況並びに収支決算について、井上監事、若宮監事及び酒井監事の監査を受けた。

なお、監査に先だって5月14日、県市町振興課 山本行政係長、同課 濱本主任から事務監査を受けた。

#### (5) 行政庁による立ち入り検査の実施

12月19日 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第59条第2項において読み替えて準用する認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づく立入検査の実施があった。

協会の運営組織、事業活動及び財政状況等について検査を受けた。

### 【全国協会関係等】

#### (1) 都道府県市町村振興協会事務局長会議

7月4日 「全国町村会館」(東京都)において開催され、渡部常務理事兼事務局長及び事務局員が出席した。

なお、次のとおり報告等が行われ、続いて都道県市町村振興協会職員永年勤続表彰、講演が行われた。

〈報告事項〉

- 1 平成29年度事業報告について
- 2 平成29年度決算報告について
- 3 「公益目的支出計画」実施報告書について
- 4 評議員及び役員等の人事について

〈講演〉

演 題 「宝くじの現状と課題について」

講 師 総務省自治財政局地方債課長 長谷川 淳二 氏

## (2) 平成30年度実務研修会

11月16日 「全国都市会館」(東京都)において開催され、事務局員が出席した。研修会は、山野理事長の開会あいさつの後、午前は、「公益法人会計」について公認会計士の辺土名厚氏による講義が行われ、午後からは「宝くじの現状と課題」及び「公式サイトでの宝くじ販売等」について、総務省自治財政局地方債課の伊藤課長とみずほ銀行宝くじ部の石田副部長から講義を受けた。

## (3) 振興協会研修担当者会議

### 平成30年度振興協会・自治体研修機関連絡会議

5月7日・8日 「全国市町村国際文化研修所」(大津市)において開催され、事務局職員が出席した。

報告事項等は次のとおり

〈報告事項〉

- 1 公益財団法人全国市町村研修財団本部、JAMP、JIAM事業概要  
公益財団法人全国市町村研修財団平成30年度事業計画  
市町村職員中央研修所の研修計画  
全国市町村国際文化研修所の研修計画
- 2 特別講演1  
演 題 「地方行政の世界的流れ」一分権の時代と電子政府一  
講 師 明治大学名誉教授 中邨 章 氏
- 3 特別講演2  
演 題 「少子高齢化・人口減少社会における行政課題」  
講 師 政策研究大学院大学教授・元JIAM学長 高田 寛文 氏

## (4) 都道府縣市町村振興協会事務局長会議

3月19日 「全国都市会館」(東京都)において開催され、渡部常務理事兼事務局長及び事務局員が出席した。

〈報告事項〉

- 1 平成31年度事業計画について
- 2 平成31年度収支予算について
- 3 その他

〈講演〉

演 題 「地方行財政の課題」  
講 師 総務省事務次官 安田 充 氏

## 【その他会議】

### (1) 四国四県市町村振興協会事務連絡会議

10月30日 「香川県自治会館」（香川県高松市）において開催いたしました。会議には、全国市町村振興協会から長江事務局長及び我妻主事、市町村職員中央研修所から青木総務課長兼管理課長、全国市町村国際文化研修所から谷口総務局長、香川県政策部自治振興課から吉田次長兼課長及び北村課長補佐が出席。四国四県から事務局長及び事務担当者の14人が参集した。

会議は、全国市町村振興協会から事業運営概要等の説明、全国市町村研修財団から研修実施状況の説明、続いて各県から提出された議題について協議し、次期開催県に徳島県を決定した。

#### 〈事業説明〉

- 1 全国市町村振興協会事業説明
  - ・「市町村振興宝くじ」の販売促進等について
  - ・宝くじ省令の期限の一覧
  - ・平成31年度宝くじ販売計画について
- 2 全国市町村研修財団事業説明
  - ・研修の実施状況等について
  - ・修了者・受講者の推移

#### 〈協議事項〉

- 1 役員等の旅費支給について (徳島県)
- 2 両アカデミーの実施する研修について (徳島県)
- 3 宝くじ広報宣伝に伴う業者選定方法等について (愛媛県)
- 4 サマージャンボ宝くじの夏祭り協賛事業について (高知県)
- 5 新元号への様式の対応について (香川県)
- 6 新元号へのコンピューターシステムの対応について (香川県)

## 2 役員の異動状況

### (1) 理事の就任・辞任

平成28年6月22日～平成30年6月27日 任期満了

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
大城 一郎	八幡浜市長	平成29年6月28日	平成30年6月27日
栗原 久子	松山市議会議長	平成29年9月15日	平成30年5月24日
清水 雅文	愛南町長	平成28年12月19日	平成30年6月27日
瀧野 志	久万高原町議会議長	平成30年3月28日	平成30年6月27日
松浦 一悦	松山大学経済学部教授	平成28年6月22日	平成30年6月27日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成30年3月28日	平成30年6月27日

平成30年6月27日～平成32年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
大城 一郎	八幡浜市長	平成30年6月27日	
清水 宣郎	松山市議会議長	平成30年6月27日	
清水 雅文	愛南町長	平成30年6月27日	
瀧野 志	久万高原町議会議長	平成30年6月27日	平成30年7月24日
松浦 一悦	松山大学経済学部教授	平成30年6月27日	
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成30年6月27日	
八束 正	松前町議会議長	平成30年9月14日	

## (2) 代表理事の就任・辞任

理事長（平成30年6月27日～平成32年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
清水 雅文	愛南町長	平成28年12月19日	平成30年6月27日
清水 雅文	愛南町長	平成30年6月27日	

常務理事（平成30年6月27日～平成32年度定時評議員会の終結の時）

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成28年6月27日	平成30年6月27日
渡部 明忠	愛媛県町村会事務局長	平成30年6月27日	

## (3) 評議員の就任・辞任

平成28年6月22日～平成32年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
山本 照男	四国中央市議会議長	平成29年6月28日	平成30年3月31日
伊藤 隆志	東温市議会議長	平成30年6月27日	



#### (4) 監事の就任・辞任

平成28年6月22日～平成32年度定時評議員会の終結の時

氏名	役職名	就任年月日	辞任年月日
井上 貴至	愛媛県市町振興課長	平成29年4月28日	平成31年3月31日

### 3 その他

#### (1) 事業報告書等の報告

6月27日 「平成29年度事業報告書」及び「平成29年度決算報告書」を知事あて報告した。

#### (2) 事業報告書等の送付

7月4日 「平成29年度事業報告書」及び「平成29年度決算報告書」を県内全市町及び関係団体へ送付した。

#### (3) 本協会役員及び評議員の変更報告

- ① 4月16日 4月13日付け理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。
- ② 7月31日 6月27日付け評議員、理事、代表理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。
- ③ 10月1日 9月14日付け理事の変更に伴う登記が完了し知事あて報告した。

#### (4) 変更届出書の提出

3月27日 平成31年度から「市町広域連携事業助成事業」及び「国内先進地域調査研究事業」を廃止することの「変更届出書」を知事あて提出した。

#### (5) 事業計画等の報告

- ① 11月19日 本協会の災害支援金交付規程が制定され、「平成30年度事業計画変更」及び「平成30年度収支補正予算」を知事あて報告した。
- ② 3月27日 「平成31年度事業計画」及び「平成31年度収支予算書」を知事あて報告した。

## IV 基金積立金狀況

## IV 基金積立金状況

### ① サマージャンボ宝くじに係る交付金

・ 前年度末基金積立額	4, 396, 291, 660 円	…… A
・ 本年度基金積立額	2, 261, 315, 155 円	…… B
県交付金	( 325,155,155 )	
償還金	( 1,936,160,000 )	
・ 本年度貸付金等として取崩額	2, 432, 083, 000 円	…… C
長期貸付金	( 2,106,000,000 )	
基金交付金	( 242,803,000 )	
助成事業	( 72,830,000 )	
災害支援金	( 10,450,000 )	
・ 差引基金積立額 (A+B-C)	4, 225, 523, 815 円	

### [ 管理方法 ]

伊予銀行譲渡性預金	238, 128, 000 円
伊予銀行譲渡性預金	1, 316, 894, 906 円
伊予銀行譲渡性預金	100, 000, 000 円
愛媛銀行譲渡性預金	970, 550, 909 円
愛媛銀行譲渡性預金	1, 000, 000, 000 円
第333回利付国債 (10年)	100, 000, 000 円
第152回利付国債 (20年)	99, 950, 000 円
三井住友信託銀行 (特約付自由金利)	100, 000, 000 円
大和ネクスト銀行円定期預金	300, 000, 000 円

### ② ハロウィンジャンボ宝くじに係る交付金

・ 前年度末基金積立額	0 円	
・ 収入	215, 218, 416 円	…… A
県交付金	( 215,213,512 )	
受取利息	( 4,904 )	
・ 支出	215, 218, 416 円	…… B
市町交付金	( 215,218,416 )	
・ 差引基金積立額 (A-B)	0 円	

## V 参 考 資 料

1	市町振興に伴うイベント等助成金交付要領	54
2	市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領	56
3	全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領	57
4	情報セキュリティ監査助成金交付要領	58
5	市町広域連携事業推進事業助成金交付要領	59
6	国内先進地域調査研究助成金交付要領	61
7	市町関係団体研修事業等助成金交付要領	63
8	愛媛縣市町連携事業助成金交付要領	64
9	公益財団法人愛媛縣市町振興協会基金交付金交付規程	66
10	公益財団法人愛媛縣市町振興協会市町交付金交付規程	68
11	地方財政法第32条	71
12	公益財団法人愛媛縣市町振興協会災害支援金交付規程	72

〔 各要領中様式については省略 〕

《参考資料1》

平成30年度市町振興に伴うイベント等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が地域活性化につながるイベント及びシンポジウム、フォーラム、サミット等（以下「イベント等」という。）の開催に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となるイベント等は、次のいずれにも該当するものとする。

なお、当該事業が計画どおり終了したものに限るものとし、理由の如何にかかわらず、中止の場合は対象としない。

(1) 市町または当該事業を実施する民間団体に補助する市町に対して助成する。

民間団体とは ① 地域の自治会等

② 商工、農・林・漁業協同組合等の産業経済団体

③ 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体

④ 地域づくり団体、実行委員会、協議会等

⑤ その他市町が認める団体

(2) 市町の振興、活性化につながることを目的としたものとする。

(3) 営利は目的としないことを原則とする。

3 助成金額

(1) 助成金額は、1市町400万円とする。

(2) 協会は、1イベント等につき市町が20万円以上支出した額の2分の1を400万円を限度として助成する。ただし、当該事業の収支決算において不用額（繰越額）が生じた場合は、市町が支出した額から当該不用額を減額した額の2分の1を助成する。

なお、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(3) 上記(2)により計算された額が10万円未満の場合は助成しない。

[助成金]

1事業当たり 10万円～400万円

内訳

事業費	助成限度額
20万円以上800万円未満	イベント等事業に当該市町が支出した額の2分の1
800万円以上	400万円

#### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

#### 5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

#### 6 助成金の変更交付申請

市町は、助成金の交付決定を受けたイベント等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

#### 7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

#### 8 助成金の請求及び実績報告

市町は、助成金を請求しようとするときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に係る書類を添えて協会に提出しなければならない。

#### 9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

#### 10 記録報告書の提出

市町及び当該市町から補助の交付を受けた民間団体は、シンポジウム、フォーラム、サミットについては、終了後、速やかに「記録報告書」を作成し、協会に提出するものとする。

#### 11 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

《参考資料 2》

平成 30 年度市町村職員中央研修所受講者助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、市町村職員中央研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

2 助成金額

(1) 受講経費助成金

助成金は、市町が市町村職員中央研修所に納入した研修受講経費の金額とする。

(2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり40,000円を助成する。

3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書（別記様式）を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、市町村職員中央研修所から交付される修了証書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 《参考資料3》

### 平成30年度全国市町村国際文化研修所受講者助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町（一部事務組合を含む。）職員等の国際化対応能力の向上を図ることを目的として、市町職員等が、全国市町村国際文化研修所で受講した場合に市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

#### 2 助成金額

##### (1) 受講経費助成金

助成金は、市町が全国市町村国際文化研修所に納入した研修受講経費の金額（ただし、海外研修費を除く。）とする。

##### (2) 旅費助成金

研修参加に伴う旅費として、1人当たり20,000円を助成する。  
ただし、e-learning等の旅費を伴わない研修については助成しない。

#### 3 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、協会に交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

なお、この交付申請書は、当該受講者の研修終了後に行うものとし、申請書には、全国市町村国際文化研修所から交付される修了証書の写又は受講証明書の写（特別セミナーの受講者は除く。）を添付するものとする。

また、短期間の研修により修了証書及び受講証明書が発行されない場合については、受講証明書発行依頼書（様式第2号）でもって、当該市町から全国市町村国際文化研修所に依頼するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。



## 《参考資料4》

### 平成30年度情報セキュリティ監査助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、行政手続のオンライン化など電子自治体構築に向けた支援として、各市町が個人情報を含む各種情報資産及び情報システムの適切な管理を徹底するために実施する情報セキュリティ対策に対して必要な経費の助成を行う。

#### 2 助成の対象

助成の対象は、各市町で運用管理している情報システム及びその周辺環境等を点検・評価し改善していくために、各市町が外部監査機関に委託して実施する「情報セキュリティ監査」に要する経費とする。

#### 3 助成金額

協会は、予算の範囲内において、1市町につき100万円を限度として「情報セキュリティ監査」実施に必要な経費の2分の1を助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

#### 4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町は、監査を実施する1月前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

#### 5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町に通知するものとする。

#### 6 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた市町が、助成金を請求するときは、監査終了後、助成金交付請求書（様式第2号）及び実績報告書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

#### 7 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町に交付するものとする。

##### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 《参考資料 5》

### 市町広域連携推進事業助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、県内市町の振興に伴う事業の一助として、市町が連携して行う広域事業で地域の振興に寄与するものに対して助成する。

#### 2 助成の対象

助成の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 複数の市町が、共同で実施する場合の当該市町
- (2) 事業効果が広域に及ぶものを複数の市町が、輪番により順次実施する場合等の単独市町
- (3) 複数の市町が構成する協議会、実行委員会等の組織
- (4) その他必要と認める一部事務組合、市町の関係団体等

#### 3 助成対象分野

助成の対象となる分野は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市町が共同して実施すべき性格を有する事業
- (2) 市町が必要な情報を共有し、その活用を促進する事業
- (3) 市町の共通する課題に対応するための事業
- (4) その他必要と認める広域的な政策課題

#### 4 助成金額

協会は、関係する市町が併せて10万円以上支出した事業に対し、予算の範囲内において、市町が支出した経費の範囲内で次のとおり助成する。ただし、助成金に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

##### (1) 助成率

助成対象事業費（他団体からの助成は除く）の2分の1以内

##### (2) 助成対象事業全体に係る助成金の総額の上限

10万円に関係市町数を乗じて得た額

#### 5 助成期間

助成期間は、原則として単年度とし、継続事業にあっては3年を限度とする。ただし、当助成については、平成30年度をもって終わる。

6 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する市町等は、事業を実施する2週間前までに協会に交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

7 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を県と協議のうえ審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町等に通知するものとする。

8 助成金の変更交付申請

市町等は、助成金の交付決定を受けた事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

9 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該市町等に通知するものとする。

10 助成金の請求及び実績報告

市町等が助成金を請求するときは、当該事業終了後、1箇月以内に助成金交付請求書（様式第3号）及び実績報告書（様式第4号）、また、事業に関係する書類を添えて協会に提出しなければならない。

11 助成金の交付

協会が前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該市町等に交付するものとする。

12 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

## 《参考資料6》

### 平成30年度国内先進地域調査研究助成金交付要領

#### 1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、地域における課題の解決方法を調査研究するため、複数の市町の職員を1グループ（以下「グループ」という。）として国内の先進地域に調査研究を行う市町に対して、予算の範囲内で、その経費の一部を助成する。

#### 2 助成の対象

助成対象となるグループは、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 複数市町の職員3名以上で構成されていること。
- (2) グループには、当該調査研究を取りまとめる代表者1名を置くこと。

#### 3 調査研究テーマ

グループが調査研究する課題（以下「調査研究テーマ」という。）は、次の条件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) グループが所属する市町の喫緊の課題であること。
- (2) グループが所属する市町の政策に反映できる調査研究テーマであること。

#### 4 調査研究期間

グループが調査研究する期間は、申請日から翌年1月末日までとする。

#### 5 助成対象経費及び助成金額

- (1) 助成対象経費は、次に記載の実費合計額とし、助成金額は1名当たり5万円を限度とする。

ア 交通費

イ 宿泊費（1万円を限度とする。）

- (2) 助成回数は1グループにつき年1回とし、助成の対象者は各市町職員1名までとする。ただし、代表者が所属する市町については2名までとする。

#### 6 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する代表者は、助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、調査研究を実施する2週間前までに協会に提出するものとする。

#### 7 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、代表者に通知するものとする。

#### 8 助成金の変更交付申請

代表者は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第3号）を提出するものとする。

#### 9 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

#### 10 交付決定の取下げ

代表者は助成の決定を受けた後、やむを得ない事情により、当該調査研究を実施することができなくなった場合は速やかに助成金助成申請取下書（様式第4号）を協会に提出するものとする。

#### 11 交付決定の取消し

協会は、当該グループが次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し又は変更することができる。この場合において既に助成金が交付されているときは、協会はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要領により協会に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (2) 理由の如何にかかわらず、当該調査研究が中止となったとき。
- (3) 調査研究の内容に変更があり、第1項の趣旨に反するようになったとき。
- (4) 当該グループが助成金の目的外に使用したとき。
- (5) その他調査研究の施行について、不正の行為があったとき。

#### 12 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた代表者が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第5号）及び実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

#### 13 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を市町に交付するものとする。

#### 14 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

《参考資料 7》

平成 30 年度市町関係団体研修事業等助成金交付要領

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、市町の振興を積極的に図ることを目的として、愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県市議会議長会及び愛媛県町村議会議長会（以下「関係団体」という。）が研修事業等を実施する場合に、その実施に要する経費を助成する。

2 助成の対象

助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- ① 市町の振興を図るための研修事業
- ② その他協会が助成金の交付の趣旨を達成するため特に必要と認める事業

3 助成金額

助成金は、予算の範囲内において、助成対象事業の実施に要する経費の 10 分の 10 以内とし、1 団体当たり総額 100 万円を限度とする。

4 助成金の交付申請

助成金の交付を申請する関係団体は、助成金交付申請書（様式第 1 号）に關係書類を添えて、協会に提出するものとする。

5 助成金の交付決定

協会は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知するものとする。

6 助成金の変更交付申請

関係団体は、助成金の交付決定を受けた研修事業等について、助成金の額が変更となる場合、あらかじめ協会に変更交付申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

7 助成金の変更交付決定

協会は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、当該関係団体に通知するものとする。

8 助成金の請求及び実績報告

助成金の交付決定を受けた関係団体が、助成金を請求するときは、助成金交付請求書（様式第 3 号）及び実績報告書（様式第 4 号）を關係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

9 助成金の交付

協会は、前項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を関係団体に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

愛媛県市町連携事業助成金交付要領

平成22年 2月 2日 制 定

平成24年 3月30日 一部改正

1 趣 旨

公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）は、広く愛媛県民を対象とし、かつ県内市町の地域の活性化及び住民福祉の増進に資することを目的とし、県内全市町が関与する事業（以下「連携事業」という。）を実施する団体に対し助成金を交付する。

2 助成対象事業

助成の対象となる連携事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大会、イベント等当該年度に限って実施される事業
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業に類する事業

3 助成対象経費

助成の対象となる経費は、連携事業に要する経費のうち、県内全市町の負担すべき経費とする。

4 助成金額

協会は、予算の範囲内において、200万円を上限として助成する。ただし、特別に必要と認めるときは理事会に諮り助成金額を決定する。

5 助成期間

助成期間は、原則として単年度とし、継続事業にあつては3年を限度とする。ただし、特別に必要と認めるときは理事会に諮り決定する。

6 助成金の交付申請

助成金を受けようとする連携事業実施団体は、協会に対し、理事会（2月・6月）開催1月前に助成金交付申請書（様式第1号）に連携事業の計画に係る書類等を添えて提出しなければならない。

7 助成金の交付決定

協会は、助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、理事会に諮り適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、当該団体に通知する。

8 助成金の請求

助成金の交付決定を受けた連携事業実施団体は、助成金を請求しようとするときは、助成金交付請求書（様式第2号）を協会に提出しなければならない。

9 概算払等

協会は、特に必要と認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払とすることができる。なお、概算払を受けようとする連携事業実施団体は、助成金概算払請求書（様式第3号）を協会に提出しなければならない。

10 助成金の交付

協会は、前2項の書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を当該団体に交付するものとする。

11 実績報告等

助成金の交付を受けた連携事業実施団体は、当該事業終了後1月以内に、実績報告書（様式第4号）に連携事業の実施に係る書類等を添えて協会に提出し、助成金の精算をしなければならない。

#### 12 交付決定の取消し及び助成金の返還

協会は、当該団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において既に助成金が交付されているときは、協会はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要領により協会に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (2) 理由の如何にかかわらず、当該連携事業が中止となったとき。
- (3) 連携事業の内容に変更があり、第1項の趣旨に反するようになったとき。
- (4) 当該団体が助成金を目的外に使用したとき。
- (5) その他連携事業の施行について、不正の行為があったとき。

#### 13 その他

この要領に規定するもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

##### 附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行し、平成22年4月1日以降に実施される連携事業について適用する。

##### 附 則

この要領は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。



《参考資料 9》

公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程

平成19年 2月20日 制 定（規程第1号）

平成20年 2月19日 一部改正（規程第3号）

平成24年 3月29日 一部改正（規程第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が、市町村振興宝くじの収益金をもって愛媛県が協会に交付する愛媛県交付金を積み立てる基金積立金を財源として、市町に交付する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の名称）

第2条 交付金の名称は、「基金交付金」とする。

（基金交付金の額）

第3条 基金交付金の額は毎年度2億円とサマージャンボ宝くじに係る収益金等をもって愛媛県が協会に交付する前年度の交付金額の100分の10に相当する額との合計額を上限とし、当該年度の収支予算でこれを定める。

（市町への配分基準）

第4条 基金交付金の市町への配分については、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金配分基準に定めるところにより算出する。ただし、人口については、前年度末日現在の住民基本台帳人口を適用する。

（基金交付金の対象事業）

第5条 基金交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

（会計処理）

第6条 協会は、基金交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

（基金交付金を受けた市町の報告）

第7条 基金交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成19年規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

## 公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付細則

平成19年2月20日 制 定 (細則第1号)

平成24年3月30日 一部改正 (細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会基金交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する基金交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第2条 基金交付金（均等割額及び人口割額の合計額）の単位は、千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(基金交付金の交付時期)

第3条 協会は、基金交付金を当該年度の6月30日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の基金交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(基金交付金の支払申請)

第5条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の基金交付金支払申請書により基金交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第6条 規程第7条に規定する基金交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の5月31日までに、基金交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成19年細則第1号)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年細則第1号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

《参考資料10》

公益財団法人愛媛県市町村振興協会市町交付金交付規程

平成13年11月5日 制定 (規程第1号)

平成17年2月21日 一部改正 (規程第8号)

平成24年3月29日 一部改正 (規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町に配分する市町交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町交付金は、新市町村振興宝くじの収益金のうち本県分全額を都道府県が協会に交付する交付金を財源とする。

(市町への配分基準)

第3条 市町交付金の市町への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第4条 市町交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町が必要とするものとする。

(会計処理)

第5条 協会は、市町交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 市町交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町交付金に編入するものとする。

(交付金を受けた市町の報告)

第7条 市町交付金の交付を受けた市町は、その用途について協会に報告するものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成13年規程第1号)

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

附 則 (平成17年規程第8号)

この規程は、団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年規程第2号)

この規程は、公益財団法人愛媛県市町村振興協会の移行の登記の日から施行する。

## 市 町 交 付 金 配 分 基 準

平成14年 2月19日  
平成16年 2月24日 改正  
平成17年 2月21日 改正  
平成24年 3月30日 改正  
平成29年 2月 9日 改正

公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「交付規程」という。）第3条の規定に基づく新市町村振興宝くじの収益金による市町交付金の配分基準は、次に定めるところにより算出する。

- ・ 交付金の総額のうち、2分の1を均等割、2分の1を人口割とする。
- ・ 人口は、発売年度の9月末日における住民基本台帳を適用する。
- ・ 均等割の市町数については、平成18年度分から市町合併に伴い激変緩和措置として10年間、別表のとおり算出する。

ただし、平成17年度分までの市町数は、70市町とし、算出した均等割額は、合併後の市町へ併せて交付する。

### 附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（平成13年11月5日理事会議決）に基づき平成14年2月19日から施行し、平成13年度分から適用する。

### 附 則

この配分基準は、平成16年2月24日から施行し、平成15年度分から適用する。

### 附 則

この配分基準は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

### 附 則

この配分基準は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

### 附 則

この配分基準は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

## 交 付 金 配 分 の 市 町 数 の 算 定

均等割の基準となる市町数を算出するに当たり、合併により減少した市町村数（ $\alpha$ ）を毎年度10分の $\alpha$ ずつ段階的に減少させていくこととする。

### 計算方式

(1) 平成18年度	$N - (1 \times \alpha \div 10)$
(2) 平成19年度	$N - (2 \times \alpha \div 10)$
(3) 平成20年度	$N - (3 \times \alpha \div 10)$
(4) 平成21年度	$N - (4 \times \alpha \div 10)$
(5) 平成22年度	$N - (5 \times \alpha \div 10)$
(6) 平成23年度	$N - (6 \times \alpha \div 10)$
(7) 平成24年度	$N - (7 \times \alpha \div 10)$
(8) 平成25年度	$N - (8 \times \alpha \div 10)$
(9) 平成26年度	$N - (9 \times \alpha \div 10)$
(10) 平成27年度	$N - \alpha$

N：合併前市町村数

$\alpha$ ：合併により減少した市町村数

※市町数は、前年度の9月末日現在の市町数を算定の基礎とする。

## 市 町 交 付 金 交 付 細 則

平成14年2月19日	制 定	(細則第1号)
平成15年2月18日	一部改正	(細則第1号)
平成17年2月21日	一部改正	(細則第3号)
平成24年3月30日	一部改正	(細則第2号)
平成25年2月5日	一部改正	(細則第1号)
平成30年2月2日	一部改正	(細則第1号)

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会市町交付金交付規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県市町振興協会（以下「協会」という。）が市町に交付する市町交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の単位)

第2条 市町交付金の単位は、1円単位とする。

(預金利息等の取扱い)

第3条 市町交付金の預金から生じる利息等は、交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第4条 協会は、市町交付金を当該年度の3月31日までに市町に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町交付金決定通知書により市町に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第6条 前条の通知を受けた市町は、様式第2号の市町交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(交付を受けた市町の報告)

第7条 規程第7条に規定する市町交付金の交付を受けた市町は、交付金を受けた翌年度の5月31日までに、市町交付金の使途について、様式第3号の事業実績報告書により協会に報告するものとする。

附 則 (平成13年細則第1号)

この細則は、平成14年2月19日から施行する。

附 則 (平成15年細則第1号)

この細則は、平成15年2月18日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年細則第3号)

この細則は、財団法人愛媛県市町村振興協会寄附行為の一部を変更する寄附行為の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年細則第2号)

この細則は、公益財団法人愛媛県市町振興協会の移行の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年細則第1号)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年細則第1号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

## 地方財政法第32条に規定する事業

(基金交付金交付規程第5条・市町交付金交付規程第4条関係)

### 1 事業

#### (1) 公共事業

- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

### 2 総務省令で定める事業

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第1号については平成39年度までの間に、第2号及び第7号から第9号までについては平成31年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については平成32年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- 十一 平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業
- 十二 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業

《参考資料12》

公益財団法人愛媛県市町振興協会災害支援金交付規程

平成30年11月1日 制定（規程第1号）

（趣旨）

第1条 地震、風水害、火災その他の大規模災害が発生した県内市町に対し、その復旧対策の促進が図られるよう災害支援金を交付する。

（対象市町）

第2条 災害支援金は、次のいずれかに該当する市町に交付する。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町
- (2) 災害の実情により理事長が特に認めた市町

（災害支援金の額）

第3条 災害支援金の額は、次に掲げる住家が全壊した棟数（以下、「全壊棟数」という。）に応じた額を基準として、市町ごとに積算するものとする。

ただし、全壊棟数が30棟未満でも、全壊棟数が25棟以上で、一部損壊や床下浸水の被害が甚大であるなど、その災害の実情により理事長が特に認める場合には、全壊棟数を30棟として取り扱うことができる。

全壊棟数	災害支援金の額
30棟以上 ～ 40棟未満	30万円
40棟以上 ～ 50棟未満	40万円
50棟以上 ～ 60棟未満	50万円
60棟以上 ～ 80棟未満	60万円
80棟以上 ～ 100棟未満	80万円
100棟以上 ～ 150棟未満	100万円
150棟以上 ～ 200棟未満	150万円
200棟以上 ～ 300棟未満	200万円
300棟以上 ～	300万円

- 2 前項のほか、災害の実情により半壊は2分の1、床上浸水は3分の1をそれぞれ全壊棟数に加算する。
- 3 第1項及び第2項のほか、全壊棟数が30棟以上で、死者及び行方不明者がある場合には、死者及び行方不明者1名につき5万円を加算する。
- 4 全壊棟数を早期に把握することが困難である場合には、住家の棟数をもって災害支援金の額を定める。
- 5 災害支援金の最高限度額は、1市町ごとに総額500万円とする。

（大規模災害等の特例）

第4条 大規模な災害等で前条各項により処理し難い場合は、その災害の実情、社会的影響等を勘案し、別途対応するものとする。

(災害支援金の交付)

第5条 理事長は、市町への災害支援金の交付を決定した場合は、当該市町へ通知の上、速やかに交付するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日以降に発生した災害から適用する。